副本

平成27年12月 川棚町議会定例会会議録 (第2日目)

平成27年12月9日 水曜日(午前10時開会)

出	席	議	員	(14)	人)	
	1	番	Щ	口		隆
	2	番	田	口		信
	3	番	三	岳		昇
	4	番	久	保 田	和	惠
	5	番	毛	利	喜	信
	6	番	堀	田	_	德
	7	番	堀	池		浩
	8	番	波	戸	勇	則
	9	番	小	谷	龍 一	郎
1	. 0	番	髙	以 良	壽	人
1	. 1	番	小	田	成	実
1	. 2	番	福	田		徹
1	. 3	番	村	井	達	己
1	4	番	初	手	安	幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 事務局長
 山口栄治

 書記
 小林修一

説明のため出席した者の職氏名

町	長	Щ	口	文	夫
副 町	長	Щ	口	誠	実
教育	長	古	賀	信	雄
総 務 課 兼選挙管理委員会書	長記長	住	吉	克	己
企画財政課	長長	大	Ш	豊	文
地域政策課	長	野	上	英	了
税 務 課	長	中	尾		剛
建康推進課	長	成	富	浩	樹
会 計 課	長	三	岳		昭
住民福祉課	長	Щ	中	美 由	紀
農 林 水 産 課 兼農業委員会事務		太	田	啓	寛
建設課	長	照	本	茂	法
ダム対策室	長	福	田	多	肥
水道課	長	廣	田	洋	_
教 育 次	長	吉	永	文	典
行 政 係	長	荒	木	俊	行

議事日程

第 1 選挙第5号 川棚町選挙管理委員及び補充員の選挙 第 2 議案第54号 平成27年度川棚町一般会計補正予算(第3回) 第 3 議案第55号 平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第3回) 議案第56号 第 4 平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2回) 第 5 議案第57号 平成27年度川棚町水道事業会計補正予算(第3回) 第 6 議案第58号 川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第 7 議案第59号 川棚町債権管理条例 第 8 議案第60号 川棚町税条例等の一部を改正する条例 第 9 議案第61号 川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 第 10 議案第 62 号 川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 第 11 議案第63号 川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例 議案第 64 号 第 12 公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町東部地区コミュニ ティーセンター) 第 13 議案第 65 号 公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町児童保育クラブ) 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町いきがいセンター) 第 14 議案第67号 第 15 長崎県市町村行政不服審査会の共同設置の件 第 16 請願第2号 「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願 第 17 請願第3号 「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願

(10:00)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これから 本日の会議を開きます。

養 長 日程第1、選挙第5号「川棚町選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。選挙管理委員会委員長から委員及び補充員の任期が平成27年12月25日で満了との通知を受けております。委員及び補充員につきましては、地方自治法第182条第1項の規定におきまして、選挙権を有する者で人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者のうちから、議会において選挙することとなっております。

また、第5項では、委員及び補充員は、それぞれ、その中の2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなってはならない。とあります。

第7項では、議会の議員及び長と兼ねることができない。と規定されております。それでは、選挙管理委員、選挙管理委員補充員、それぞれ4人の選挙の方法についてお諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名 推選にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにした いと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議長によって指名することと決定をいたしました。

まず初めに、選挙管理委員を指名します。選挙管理委員には、中山郷の乙 内武則さん、小串郷の江口悟さん、中組郷の植田光さん、下組郷の田﨑久美 子さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました乙内武則さん、江口悟さん、植田光さん、田﨑久美子さんを選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました乙 内武則さん、江口悟さん、植田光さん、田崎久美子さん、以上の方が選挙管 理委員に当選をされました。

(10:03)

養 長 続きまして、選挙管理委員補充員を指名します。選挙管理委員補充員には、第1順位、下組の岬常春さん、第2順位、中組郷の山口明則さん、第3順位、新谷郷の森良和さん、第4順位、小串郷の宮崎俊秀さんをそれぞれ指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました第1順位、岬常春さん、第2順位、山口明則さん、第3順位、森良和さん、第4順位、宮崎俊秀さんを選挙管理委員補充員の当選人とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第 1順位、岬常春さん、第2順位、山口明則さん、第3順位、森良和さん、第 4順位、宮崎俊秀さん、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選 をされました。

(10:06)

表 次に、日程第2、議案第54号「平成27年度川棚町一般会計補正予算(第3回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
 町 長 皆様、おはようございます。それでは議案第54号「平成2

7年度川棚町一般会計補正予算(第3回)」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,784万7千円にしようとするものであります。補正の主なものとしては、歳入においては、地方消費税交付金の増額、補助金の決定等による国県支出金の増減、歳出におきましては、4月の人事異動による職員配置の異動に伴う人件費の増減、社会福祉関係費における国県支出金の精算確定による返納金の追加、農村災害対策事業費及び漁村再生交付金事業費の減額、農地農業施設災害復日費の追加、特別会計の補正に対応した繰出金の増加などが主な内容であります。その他、当初予算編成後の事情変更等に対応するため必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

企画財政課長 それでは、内容についてご説明いたします。説明にあたりましては歳出から説明し、次に歳入、第2表地方債補正の順にご説明いたします。なお、今回の補正予算におきましては、町長が申し上げましたように歳出の人件費の補正として人事異動による職員配置の変更により2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、全表を通じて増減の補正をしております。これは、総じて人事異動という共通事項でありますので、説明に際しては人件費の補正という表現で簡略にさせていただきたいと思いますので、あらかじめご了承いただくようお願いいたします。歳出の28ページ、29ページをお開きください。

1 款議会費であります。事務局費として計上しております。これはすべて 人件費の補正でございます。次のページをお開きください。

2款総務費でございます。1項1目一般管理費、こちらも人件費の補正でございます。

4目会計管理費、14万円の12節増としております。これはコンビニ収納手数料、これが実績が増加しておりまして、その分追加をしております。

5目財産管理費の一般管理費、備品購入費に34万5千円計上しております。これは予算書、決算書等を製本します製本機が故障により使用不能とな

りましたので買い換えるものであります。

6目企画費、こちら財源内訳の変更です。これは国際交流事業費の補助が 交付されましたので、財源内訳のみ変更したものであります。

13目財政調整基金費、減債基金費183万1千円、これは歳入で出てまいりますが、運用益による増が生じておりますので、その分積立金を計上したものであります。

2項1目税務総務費、これはすべて人件費補正でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費であります。これはまず、人件費補正と、そして7節賃金、12節役務費、マイナンバー制度、このマイナンバーの交付が始まります。それに対応して臨時職員の雇い入れ、そして交付通知の郵便料、これを計上したものであります。次のページをお開きください。

4目選挙費です。1目の選挙管理委員会費でございます。これは人件費補正、そして13節委託料、69万4千円計上しておりますが、これは選挙権年齢引き下げの法改正があっておりますが、これに対応して選挙人名簿システムの改修を行うものでございます。

2目長崎県議会議員一般選挙、これはすでに執行終了しております。その 執行残の減額でございます。

3 目川棚町議会議員一般選挙、これについても執行残の減額でございます。

5項2目統計調査費でございます。これは説明欄に掲げておりますが、すべて歳入の交付決定に合わせた調整を行ったものですので、説明は省略させていただきます。36ページをお開きください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費におきまして、説明欄、社会福祉総務費ですが、これはまず人件費の補正、そして国県支出金の精算に伴う返納金、これが23節473万6千円生じたものでございます。

次に介護保険事業費でございます。これも人件費補正、そして介護保険制度の改正に伴いシステム改修が生じておりまして、介護保険特別会計へのその分の繰出金29万9千円を合わせて計上したものであります。

2目障害者福祉費、説明欄にあります地域生活支援事業費でありますが、 これは委託料の増が60万円生じたものと、そして日常生活用品給付費、これは扶助費の増が130万円計上したものでございます。 次に育成医療給付費でございます。これはすべて20節扶助費の中の60 万円でございます。これは対象者が増しておりまして、その分追加をしたも のであります。

続きまして障害児給付費、これが19節の650万円に対応します。これは障害児給付費の対象の増が見込まれるということで、今回、増を行っております。

3目老人福祉費、養護老人保護措置費でございますが、これは老人ホーム 措置費、対象者の増が見込まれるということで、委託料を追加しておりま す。

5 目国民年金事務費であります。これは人件費の補正、そして13節委託料38万9千円計上しておりますが、これは国民年金の法改正に対応するシステム改修の委託料であります。

2項1目児童福祉総務費でございます。説明欄の児童福祉総務費でありますが、これはまず人件費補正が生じておるのと、それと8節報償費、そして9節旅費、11節需用費の増を行っております。

次に、放課後児童健全育成事業費でありますが、これは内訳として13節92万2千円、次のページになりますが、これはいわゆる学童保育委託料の基準額の増が生じておりまして、その分増額をしております。

19節におきまして、461万7千円、これは処遇改善事業という補助事業に今回決定をいたしまして、その分増額しております。学童保育の職員の処遇改善事業でございます。このうち国3分の1、県3分の1ということで、歳入として措置がされます。この歳入は子ども・子育て支援交付金の中に含めております。

次世代育成支援対策事業費でありますが、これは障害児保育事業におきましては、対象者が1名増しておるということで、19節において追加を行ったものであります。次のページをお開きください。39ページであります。

子ども・子育て支援事業費であります。この分、地域子育て支援拠点事業、そして一時預かり事業におきまして増額、19節に計上したものであります。

その下の2目児童措置費であります。これは説明欄に記載なしで、事業費の増減はあっておりませんが、財源内訳の国県支出金66万3千円を計上し

ております。これは歳入において、長崎県の多子世帯保育料軽減事業という 新規事業がありまして、この歳入が決定しましたので計上したものでありま す。次のページをお開きください。

4 款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費におきまして、保健衛生 総務費、これは人件費補正でございます。

次に、母子保健事業費でありますが、これは出生の増があっておりまして、出産祝い金、これは8節において60万円追加するものであります。

次に、国民健康保険事業費でありますが、1節において14万4千円、報酬を計上しておりますが、国民健康保険審議会の委員報酬の追加でございます。それ以外は人件費の補正を計上したものであります。

次に、未熟児養育事業費でありますが、これはすべて20節扶助費100 万円の増でございます。これも対象者の増に合わせて追加を行っておりま す。次のページに移ります。

6 款農林水産業費であります。 1 項 2 目農業総務費でありますが、これは すべて人件費補正でございます。

3目農業振興費、まず農業振興費で、これにつきましては4節、7節におきまして、当初予定していた臨時職員の雇い入れ、これは職員配置がありましたので、それを取りやめた減でございます。

13節におきまして、中山間多面的事業対象農地データの修正等の委託料を計上しております。

14節で使用料の減を行ったものでございます。

次に、米需給調整総合対策推進事業費でありますが、これは補助決定に伴い減としたものであります。歳入も同額減となります。

農地中間管理事業費でありますが、地域集積協力金対象地の決定がありまして、その分増額を行っております。これも歳入も同額増としております。

環境保全型農業直接支払交付金事業費でありますが、これは19節において取引面積拡大による増ということで計上したものでございます。

5目農地費であります。農道新設改良事業費でありますが、このうち7節の賃金の減、これは実績に合わせております。そして、19節負担金の増があっております。これは基幹農道川棚西部、県営事業でありますけれども、負担金の増があっておりますので、その分計上しております。

道水路維持補修費でありますが、これは14節に対応します。これは地元 施工を行う場合の重機リース料、これが実績に合わせて不用額を減したもの であります。

続きまして、農村災害対策整備事業費でありますが、これは歳入において 交付額が大幅に減となったため、当初予定した事業内容を縮小したものであ りまして、13節委託料並びに15節工事請負費において減額をしておりま す。なお、事業の進捗に合わせまして、用地費として17節公有財産購入費 並びに22節補償、補填及び賠償金、これを追加を行っております。

3項1目水産業振興費であります。これは水産業振興費の中の節からの組み替えを行っております。次のページをお開きください。

3 目漁港建設費であります。漁村再生交付金事業費の減でございます。これも補助金交付決定が大幅に減となったことに伴い、当初予定していた事業内容を縮小したものでございます。次のページをお開きください。

7款商工費であります。1項1目商工総務費、これはすべて人件費補正で ございます。次のページに移ります。

8款土木費でございます。1項1目土木総務費、これは人件費補正、そして9節旅費、これは陳情等の旅費の追加を行っております。

2項2目道路維持費であります。社会資本整備総合交付金事業費、これは 工法変更を要する箇所が生じたことによる増であります。

3目道路新設改良費におきまして、まず道路新設改良事業費の585万円でありますが、これは県営事業の町道大崎公園線、これは追加が生じておりますので、その分の増を行っております。

次に、社会資本整備総合交付金事業費でありますが、これは歳入の交付金額の減があっておりますので、この交付額に合わせて、主に町道上組西部線歩道設置工事において事業の見直しを行ったものであります。

次に、4目橋梁維持費でございますが、これも社会資本整備総合交付金事業費、この交付金額の額に合わせて財源内訳を調整したものでございます。

続きまして、3項2目ダム対策費でありますが、これはすべて人件費補正 でございます。

4項2目港湾建設費でありますが、これは県営事業の負担金減が生じましたので減額しております。

5項3目公共下水道費でございますが、下水道事業特別会計の補正に合わせて繰出金として増を行ったものでございます。次のページに移ります。

6項1目住宅管理費でございます。これは住宅管理費で、委託料の減を 行っておりますが、改修設計業務の委託の入札を行いました結果、落札減が 生じましたので減額を行ったものでございます。次のページに移ります。

9 款消防費、1項1目常備消防費でございます。これは財源内訳のみの変更でございます。これにつきましては、当初、広域消防負担金、緊急無線デジタル化にかかる分について、当初は一般単独起債としておりましたが、起債充当率が有利な緊急防災減災事業債の活用が可能となり、起債同意も得られましたので、その分増額をするものでございます。次のページに移ります。

10款教育費でございます。1項2目事務局費、これはすべて人件費補正でございます。

2項1目学校管理費、川棚小学校管理費におきまして増額しております。 これは特別支援教育支援員の配置時間の増の措置を行っておりますので、それを対応したものでございます。

5項1目社会教育総務費でございますが、これはすべて人件費補正でございます。

7項学校給食調理場費の1目管理費でございますが、これもすべて人件費 補正でございます。次のページに移ります。

11款災害復旧費でございます。1項1目農地農業施設災害復旧費でございますが、これは9月補正の後、3地区が追加があっておりますので、それについて追加を行っております。次のページに移ります。

12款公債費であります。1項1目元金、これは主に臨時財政対策債の1 0年経過分、これの利率見直しが行われまして、その分が増となったもので あります。

次の、2目利子につきましても、同様の利率見直し、そして26年度借り入れ分の確定が生じたことにより、こちらは減となったものでございます。 次のページに移ります。

14款予備費でございます。こちらは歳入歳出見合いにより調整を行ったものでございます。62ページからは給与費明細書を付けております。これ

はご覧いただくということで説明については省略とさせていただきます。

歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。

歳入、6款地方消費税交付金でございます。地方消費税交付金につきましては、6月、9月、12月、3月の4回にわたって交付がありますが、9月までの実績から、残りの12月、3月を見込んだ結果、1億円程度増が見込まれるということで、今回、増加を行ったものでございます。次のページをお開きください。

11款分担金及び負担金でございます。1項3目農林水産業費負担金、こちらは農業災害対策整備事業費の事業縮小に伴う減でございます。次のページをお開きください。

13款国庫支出金でございます。こちらは歳出において説明した事業の増減に対応するものでございます。こちらについては、事業の関連が分かりにくいもののみ説明ということで、ご了解いただきたいと思います。

1項2目衛生費国庫負担金、母子保健衛生費国庫負担金ですが、これは歳 出において説明した未熟児養育事業費、これに対応するもので、100万円 の2分の1となっております。

そして、3項2目民生費委託金、基礎年金等事務費交付金でございますが、これは歳出において説明した国民年金事務費のシステム改修に対応するものでございます。

14款県支出金でございます。こちらも歳出の事業の増減に対応するものでございますので、関係の分かりにくいもののみご説明いたします。

2項2目民生費県補助金、この中の長崎県多子世帯保育料軽減事業費補助金でございますが、これは歳出の財源内訳で説明しました県の新規事業でございまして、これが本町に措置されるものでございます。次のページをお開きください。

14款県支出金のうちの3項1目総務費委託金、これはすべて統計調査費の決定済みの分です。次の選挙委託金についても県議会選挙の決定分でございます。次のページをお開きください。

15款財産収入であります。1項2目利子及び配当金におきまして、減債基金利子、これは減債基金の運用益による増が生じておりますので、今回、増額を行っております。次のページをお開きください。

16款寄附金、1項4目農林水産業費寄附金で、説明欄、農業費寄附金であります。これは農地災害復旧事業費にかかる地元負担でございます。次のページをお開きください。

17款繰入金でございます。2項2目減債基金繰入金でございます。これは今回の歳入歳出の余剰等を勘案した場合、こちらの減債基金繰入金の解消が可能であると判断したものでございます。次のページをお開きください。

19款諸収入であります。4項5目雑入として、国際交流支援事業補助金、これは国際交流に対する補助金の実績に合わせております。園芸ビジョン21対策事業市町負担金、これも実績に合わせたものでございます。次のページをお開きください。

20款町債でございます。こちらは基本、歳出において説明した事業費の 増減に伴う増額または減額でございます。

3 目農林水産債におきまして、説明欄、漁村再生交付金事業債、これは事業費の減に伴う減額でございます。

農道整備事業債、これは基幹農道川棚西部の増に対応するものであります。

農村災害対策整備事業債、これも事業費の減に対応するものであります。

4目土木債の中の港湾建設事業債でありますが、県営事業負担金の減額に 伴う減でございます。

地方特定道路整備事業債でありますが、これは県道大崎公園線の追加に伴う増でございます。

社会資本整備総合交付金事業債、これも事業費の減に伴う減額でございます。

5目消防債の中の一般単独事業債でございますが、これは先ほど常備消防費の折に説明しました当初予定していた一般単独事業債から緊急防災減災事業債、これに組み替えを行って増が生じたものでございます。

7目災害復旧債でございます。こちらは農地農林施設災害復旧債の増でご ざいますが、これは災害復旧事業の増に伴う増額でございます。

そして、町債の一番上をご覧いただきたいと思いますが、総額が補正前で 4億6,280万円、補正後が4億4,150万円ということで、2,130 万円の減となっております。以上が歳入の内容でございます。 次に、第2表地方債補正について説明いたします。 4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。こちらが先ほど説明しました26ページの20款町債と対応するものでございます。先ほど申し上げましたとおり、一番下の計をご覧いただくと、補正前が4億6,280万円、補正後が4億4,150万円ということで変更を行うものでございます。

以上が、平成27年度一般会計補正予算(第3回)の内容でございます。 ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議 長 これから質疑を行います。
- 2 番 田 口 36ページ、37ページですけれども、民生費の中の障害者福祉費の右の方の説明欄にあります17番の障害児給付費が650万円の増となっていまして、これは説明では対象者が増加したという説明でありましたが、金額がかなり大きいのでですね、何人対象者が増加したのかということですね。そして、一人当たりいくらなのかという内訳を聞きたいと思います。
- **住民福祉課長** ただいまの田口議員のご質問でございますけれども、人数は 現在把握した資料を持ち合わせておりませんので、休憩を挟みましてから回 答させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 2 番 田 口 その、感じでもいいんですけれども、何十人が何人か増えたのか、何百人が増えたのかという、オーダー自体がよく感じが分からないんですけれども。
- **養 長** 調べて後でということですので、そのように対応しましょうかね。
- 4番久保田 二点お尋ねします。一つ目は31ページの戸籍住民基本台帳費の中のマイナンバーの交付に対する臨時職員と郵便料という説明を受けたと思います。簡易郵便で全世帯に手渡しがされたと思いますが、全部手渡ったのか、郵便局に留め置きはないのか、それとも役場の方に戻ってきた数はないのか、それが一点ですね。

もう一つは、41ページ、この未熟児養育事業費100万円の増額という ことになっております。未熟児が生まれないような母性に対する指導という のは十分になされているのかどうかを尋ねます。

- 住民福祉課長 ただいまの久保田議員のご質問のマイナンバーの件でございます。マイナンバーの通知カードが現在どうなっているかということでございますけれども、郵便局の方の配達はすべて終わっておりまして、役場の方に不在で返戻されたものが約490通あります。その中で、25通だけは郵便によりお知らせをして本人に交付をしております。残りの460通ぐらいに関しては、これから郵便によるとか、電話とか、どうしても連絡がつかない方はいろいろな方法によりご本人に連絡をして、役場の窓口に取りに来ていただくように予定をしております。また、昼間にお仕事と言って来られない方につきましては、まだ予定でございますけれども、休みの日に窓口を設置して交付してはどうかということで検討させていただいております。
- **健康推進課長** 久保田議員の未熟児が生まれないような対策、そういった母親に対する指導とか研修とか、そういった部分を聞かれているのかと思いますけれども、これに関しては健康推進課の健康増進班によります母子保健事業として母親学級であるとか、赤ちゃん学級であるとか、それから未熟児を産まないような対策になるのかは分かりませんけれども、そういった健全な子どもを産み育てるために様々な事業を展開しているところでございます。
- 1 3 番 村 井 4 5 ページ、漁村再生交付金事業費、これはたぶん三越漁港の分かなと思うんですけれども、かなり交付金の減があって工事内容の変更等を考えられるかなと思いますが、最終的な工期にどのような影響があるのかお尋ねいたします。
- 農林水産課長 44ページ、45ページの漁村再生交付金事業でございますけれども、村井議員がおっしゃるとおり、これは三越漁港の整備の予算でございます。これについては、終期がいつになるかというお尋ねでございますけれども、私どもといたしましては、今年度予算がつかなかったことにより実施ができなかった工事案件がございます。これについても来年度には、さらに要求をしていくということで考えておりますので、現時点では終期の延長というものは考えていないところでございます。
- 1 番 山 口 43ページですね、農村災害対策整備事業費の3,800万円 の件ですが、この事業の場所はどこなのかと、それによってここの工事予定 がどのように変わっていくのかというのが一点。
 - 49ページでございますが、3項の道路新設改良費の社会資本整備総合交

付金事業で、これは上組西部線にかかるもので、この工事の見直しというのは、どういうふうな工事の見直しを行ったのか、この二点をお聞きします。

農林水産課長 それではただいま山口議員のご質問にお答えをしたいと思います。

資料の42、43ページの5目農地費でございます。この中の5、農村災害対策整備事業費のことをお尋ねと思います。この工事費につきましては、工事請負費として3,700万円の減ということで記載をしております。当初は、こちらについては緊急避難路棚尾線を計画しておりました。それに加えて、新谷郷の尻無川の改修工事を予定しておりました。あまりにもこちらの想像より予算が付かなかったということで、尻無川については、1年先送りをさせていただきまして、予算全てを緊急避難路棚尾線の方に向けたという27年度の状況でございます。

予定としては、今後の予定ということでございますけれども、今年度にあまりにも予算が付かなかったということで、各種団体から国とか県知事への要望活動等を行いまして、28年度には予算を付けていただくようなことの要望をしております。新年度については、また予算が増額をされればと期待をしておるところでございます。以上です。

- 建設課長

 山口議員の質問にお答えいたします。社会資本で行っています上組西部線でありますけれども、これにつきましては補助金の交付決定額に合わせまして、まず減額をしております。工事区間とかの変更ではなくて、ここにつきましては物件調査とか、用地の鑑定評価、それと委託、それに工事、補償金関係があります。それを現在出てきています額につきまして節内で調整をしたというものであります。以上です。
- 2 番 田 口 50ページ、51ページの住宅管理費についてですが、改修についての設計の落札減だという説明でありましたけれども、50ページを見ますと補正前の額が2,800万円で750万円を大幅に減額となっておりますので、単純に落札減なのか、それとも当初予定していたよりも設計を行う範囲を、例えば小さくして入札に出したのかという、そこらへんのことをお聞きしたいと思います。単純に落札減だとすれば、かなり大幅なので、それでいいのかなという疑問がありますので、その点をお聞きします。

建 設 課 長 田口議員のご質問にお答えします。先ほど落札減というふう

なことで説明をしておりましたが、これにつきましては、まず補助金の交付額が減額されておりますので、それに併せての減額と、新町団地の屋根と外壁の改修の設計業務委託ですけれども、これも減額になっております。当初は、25棟、全部を調査して、その結果で設計をするというふうにしておりましたけれども、似たような建物がありますので、そのうちの5棟だけを調査をして、それをほかの25棟で設計の基礎の計算にするということで、全部を調査しないことにしましたので減額となっております。以上です。

養 長 他にありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号「平成27年度川棚町一般会計補正予算(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

- **養** 長 異議なしと認めます。したがって議案第54号「平成27年 度川棚町一般会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

(10:49)

町 長 議案第55号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補

正予算(第3回)」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,972万8千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきましては、事項別明細書で 説明いたします。歳出から説明いたしますので、10ページ、11ページを お開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の増額補正であります。次のページをお願いいたします。

4 款地域支援事業等費、3項1目指定介護予防支援事業費、これにつきましては、要支援者のケアプランを策定を一部委託をしておりますが、介護報酬の改定や件数が当初見込みより増加傾向であることから増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

8款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額をするものであります。

続きまして歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き ください。

3款国庫支出金、2項3目介護保険事業費補助金は、歳出で説明をいたしました介護保険制度改正に伴うシステム改修に対する国庫補助金で、補助率は事業費の2分の1となっております。次のページをお開きください。

8 款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金ですが、ここも先ほどご説明いたしました介護保険制度改正に伴うシステム改修費に対する町の負担分であります。事業費の2分の1を一般会計から繰り入れるものであります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

養 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

これから議案第55号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第55号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

(10:54)

議 長 ここでしばらく休憩いたします。

(10:54)

(…休 憩…)

(11:10)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

養 住民福祉課長より発言の申し出があっておりますので、これ を許可します。

住民福祉課長 先ほどの田口議員のご質問にありました障害児給付費の対象 者数がどのぐらいなのかということでございました。現在41人となってお ります。昨年の26年4月1日が30人でしたので、11人の増加になって おります。

- 町 長 議案第56号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計 補正予算(第2回)」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,139万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5億7,243万4千円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- **水 道 課 長** それでは説明いたします。歳出から説明いたしますので、1 1ページ、12ページをお開きください。事項別明細書で説明いたします。
 - 1款1項1目一般管理費ですが、2節給料から4節共済費につきましては、一般会計と同様に人件費補正でございます。
 - 13節委託料につきましては、下水道事業企業会計移行支援業務委託の落札減に伴う減額でございます。
 - 27節公課費は、消費税の確定に伴い必要額を計上したものでございます。
 - 27年度の消費税につきましては、26年度の工事費を繰り越したことから仮払い消費税として納付消費税から控除する額が大幅に減り、その結果、納付消費税が増えたことから増額するものでございます。なお、すでに支払い済みの消費税につきましては、3目処理場管理費の11節需用費から流用して支払っております。

次に、3 目処理場管理費ですが、1 1 節需用費は先ほど説明いたしました公課費への流用に伴い、不足する額を計上したものでございます。次のページをお願いいたします。1 3 ページであります。

2款1項1目下水道建設費ですが、2節の給料から4節共済費まで人件費の補正であります。次の15ページをお願いたします。

3款1項2目公債費利子ですが、財源内訳について組み替えを行ったものであります。一般財源の下水道使用料から特定財源その他の一般会計繰入金

の方に組み替えを行ったものであります。それでは歳入を説明いたしますので、7ページ、8ページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金でありますが、歳入歳出の見合いにより一般会計から増額で繰り入れるものであります。次のページ、9ページ、10ページでございます。

7款1項1目下水道建設事業債ですが、1節の下水道建設事業債は、歳出でも説明いたしましたが、下水道事業会計移行支援業務委託費の減に伴い、 起債借入額を減額するものであります。次に3ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。補正前の限度額4,470万円を補正後の限度額4,398万円に減額補正するものであります。理由につきましては、先ほど申し上げました下水道事業の企業会計移行支援業務委託費の減に伴うものでございます。

17ページには給与費明細を添付しておりますが、説明は省略させていた だきます。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよ う、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

養 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計補正 予算(第2回)」の採決を行います。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第56号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

(11:17)

- **養** 長 次に、日程第5、議案第57号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算(第3回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- <u>町</u> <u>長</u> 議案第57号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算 (第3回)」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出で収入において50万円を増額し、収入予算の総額を3億7,346万8千円に、また、支出において600万円を増額し、支出予算の総額を2億8,908万8千円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

水 道 課 長 それでは説明をいたします。3ページをお開きください。

補正予算実施計画説明書により説明をいたします。まず、収入についてでありますが、1款1項営業収益の5目その他営業収益は、県営事業の基幹農道整備に伴う水道管移設工事の補償費の補正として、工事負担金として50万円を増額するものであります。場所につきましては、中組工区の野口川の1号橋架設に伴うものでございます。

次に、支出についてでありますが、1款1項営業費用の3目配水及び給水費の工事請負費については、まず1つ目が基幹農道整備事業、川棚西部新谷工区において、今回、舗装工事が発注されたことから舗装の前に布設替えを行うものであります。なお、既存の町道につきましては、今後、廃止されると聞いており、維持管理上からも新しくできます農道敷きへの布設を行うものであります。

二点目が、同じ基幹農道に伴う中組工区についてでありますが、収入でも

説明しましたように、野口川の1号橋梁の架設に伴い、配水枝管の移設が生じました。併せて現在、個人所有の耕作道路や、農地に埋設されている既設配水枝管について、維持管理上、支障がありますので、町道敷きに布設替えを行うものでございます。

なお、1、2ページには補正予算実施計画説明書、それから4、5ページにはキャッシュフロー計算書、6ページには損益計算書、7、8ページには水道事業の予定貸借対照表を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろ しくお願いいたします。

<u>議 長</u> これから質疑を行います。

- 2 番 田 口 ただいま説明がありました 3 ページについてですが、農道の建設による水道管の移設ということだけであれば、その負担金と工事費は同じ金額であるべきだと思うんですけれども、同じ金額になっていないのはなぜかということと、それから、新谷部分については負担金というものがないというのはなぜかということをお聞きしたいと思います。
- 水 道 課 長 田口議員の質問にお答えいたします。まず、収入と支出の関係でありますが、収入の50万円の増額については、先ほど説明いたしました中組工区ということであります。その中組工区の支出の工事の中で説明いたしましたように、基幹農道に伴う移設の部分と併せて維持管理上、今後支障が発生するということでの町単独での布設替えを計上しておりますので、収入と支出の金額が同額ではないということであります。

新谷工区につきましては、現在、町道敷きに埋設をしております。この町道敷きは、基幹農道の横に路線として走っておりまして、その町道敷きは基幹農道での支障がないと。そのまま町道敷きに埋設しても特に問題はない場所ではありますが、先ほど言いましたように今後町道敷きについては、町道の廃止をされるということで、将来、廃止をした町道敷きの部分についてどう取り扱いがされるのか、今のところ不明であります。それに現在、農道の舗装がまだ未舗装でありますので、未舗装部分に水道管を埋設する方が経費的にも安くなるということであります。維持管理上と工事費の削減も含めてでありまして、今回、基幹農道による支障、移転ということではございませ

ん。以上です。

2 番 田 口 そうすると、本当に純粋に基幹農道によって移転をしなければならない部分は50万円だということですね。

水 道 課 長 はい、議員のおっしゃるとおりでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

養 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

養 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第57号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

(11:26)

養 長 次に、日程6、議案第58号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

<u>町</u> 長 議案第58号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」について、提案理由の説明をいたします。

平成25年5月31日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、平成28年1月1日に施行されることに伴い、関連する法律により個人番号の利用及び特定個人情報に関する規定を条例により整備する必要が生じたところであります。この法律において、国、都道府県や市町村等、本町以外の情報機関との連携は法律に定められた事務については情報ネットワークシステムを介して行うことができるとされていますが、市町村等が法律に定められていない事務において、個人番号を利用する場合や、個人番号を利用する事務において、町長部局内の部署間や町長部局と他の部局間との間で特定個人情報の連携を行う場合には、条例により定めることとなりましたので、川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を提案するものでございます。

なお、条例の内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議 の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例の中身について説明いたします。

条例本文をご覧いただきたいと思います。まず、第1条でございますが、 第1条では、趣旨を記載しております。法律第9条第2項と法律第19条第 9号の規定に基づきまして、先ほど町長が申しましたように、法律に規定されていない事務で個人番号を独自に利用するための独自利用事務と、庁内で 番号を利用して特定個人情報の授受を行うための庁内連携と、同一地方公共 団体内の他の機関、これは機関連携というふうにいいますけれども、特定個 人情報の提供に関して必要な事項を定めております。

次に、第2条でございます。これは定義でございます。この条例について の用語の定義を示すものでございます。

第1号でございます。個人番号、法第2条第5項に規定する個人番号、これにつきましては、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係るものを識別するために、通知カードに記載された番号をいうと、このように定義づけされております。

第2号でございます。特定個人情報、法第2条第8項に規定する特定個人

情報をいう、この第2条第8項でございますけれども、これは「個人情報に個人番号が含まれる情報をいうと、このように定められております。

次に第3号でございます。個人番号利用事務実施者、法第2条第12項に 規定する個人番号利用事務実施者をいうと、これは、個人番号利用事務を処 理する者及び個人番号利用事務の委託を受けた者をいうと、定められており ます。

第4号でございます。情報提供ネットワークシステム、これは、法第2条 14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう、これについても ちょっと説明をいたしますが、行政機関の長等の使用にかかる電子計算機を 相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号、その他、 その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる特定 個人情報の提供を管理するため総務大臣が設置管理するものをいうと、この ようになっております。

次に、第3条、町の責務でございます。

ここでは、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、地域の特性に応じた施策を実施するため、町の責務を定めるということで、3条を定めるものでございます。

第4条、個人番号の利用の範囲でございます。

第4条第1項、第2項につきましては、ページをめくっていただいて、右の方に別表第1、第2、それぞれ4条関係はここの部分でございますけれども、ここでは、法定事務以外の事務における個人番号の利用事務等を定めるものとしております。上の表でございますけれども、これは独自利用でございまして、法律に定められていないもの、町長部局におきましては、川棚町福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給等に関する事務でございます。そして、教育委員会の部局では、就学援助費の給付に関する事務を規定しております。

次に、下の真ん中の表でございますけれども、ここでは、庁内の事務でございます。町長部局内で情報の連携をする項目でございます。まず、利用事務といたしましては、川棚町福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給等に関する事務でございまして、右の欄、特定個人情報でございますけ

れども、ここについては利用する情報でございます。

住民基本台帳関係、地方税関係、それから児童扶養手当関係、身障者の関係、精神障害者保健福祉手帳の関係、それから療育手帳に関する情報、こういったことを庁内では連携をするということで規定をするものでございます。

第3項、第4項でございますけれども、ここでは他の条例等の規定によって、書類の提供を義務付けている場合において、庁内連携により当該書類と同一の内容の情報を照会ができる場合には、それらの書類等の提出があったとみなすことを定めをしているものでございます。添付書類の付与の関係でございます。

第5条でございます。特定個人情報の提供ということで、ここでは第3表ですね、先ほどのページの一番下の表でございます。ここでは、機関連携の部分を書いております。町長部局と教育委員会との連携の関係でございます。情報照会の機関、これが教育委員会、ここでは学校保健安全法による医療に関する費用についての援助に関する事務、そして就学援助費の給付に関する事務、こういった事務がございまして、情報の提供機関として町長部局がございます。そして、提供される特定個人情報については、住民票の関係、地方税の関係、生活保護法、児童扶養手当関係の情報でございます。そして、就学援助費のところについては、住民票の関係の情報、地方税関係の情報、生活保護関係の情報、児童扶養手当関係の情報、地方税関係のの部局間との連携を規定するものでございます。

第5条第2項でございますが、ここでは先ほども触れましたけれども、添付書類の省略の件でございます。他の条例等の規定により、書類の添付を義務付けている場合において、機関連携により当該書類と同一の内容を照会できる場合は、当該書類の提供があったとみなすことを定めております。

第6条でございます。これは規則への委任でございます。この条例に定め られるもののほか、他は規則で別に定めますというような規定でございま す。

附則、施行期日でございますけれども、施行期日については、法律における個人番号の利用開始日と同一日ということで、平成28年1月1日から施行するということでございます。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしくお 願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

- 2 番 田 口 この条例の4条1項についてですけれども、これは別表第2の関係でやむを得ないのかなと思いますが、4条第1項のところを読みますと、別表第1の左欄に書かれる機関が行う同表の右欄に掲げる事務といって、町長が行う福祉医療費の支給に関する条例に関する事務というのが別表1にありますよね。そのあとに、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務、これも別表第2の町長があって、利用事務ってあって、福祉医療の支給に関する事務って、要するに内容が同じことを書いてあるわけなんですけれども、これは別表第2があるという、その構造上のことかもしれませんが、この4条1項では、2つ同じことが書いてあるんじゃないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。
- 総務課長 別表第1では、法定事務以外の事務における個人番号の利用 事務、これは独自利用の分を掲載いたしておるところです。

第2表では、町の独自の施策について個人番号を利用する場合は、事務処理に必要な限度で利用することができますということがありまして、町長は法律に掲げる事務の範囲内で、特定個人情報を事務処理に必要な限度で、同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の利用をすることができると。いわゆる庁内連携の事務をここに掲載しているということでご理解いただければと思います。

- 2 番 田 口 その別表第1というのと、別表第2というものの性格が違うことは分かるんです。しかし、独自利用を定めたという別表第1であれば、もう別表第1の最初の部分ですね、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務だけでよいのではないか。すなわち別表の第2の欄まで4条1項で引く必要がないのではないかと思うわけですよ。そういうふうに思いませんか。
- 総務課長 第1表は先ほども言いましたように法定事務以外の事務を記載しておりますが、現在のところは、この1件だけなんですね。これだけが今のところ法定外ということになります。今後、ここの部分が増えてまいりますと、当然、別表第2の方が欄が増えてまいります。そうしますと、当

然、第2表も必要であるということになります。以上でございます。

- 1 番 山 口 第3条でございますが、町の責務の中でですね、「町は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに」ということで書いてあるんですけれども、個人ナンバーカードというのは、あくまでも個人情報に関する取扱いになってくるわけですが、そこの適正な取り扱いを確保するために必要な措置というのは、具体的にどのような措置なのか。これが来年の1月1日までこの措置が講じられるような対策というんですか、これが現在、進行しつつあるのか、その状況についてお尋ねしたいと思います。
- 総務課長 山口議員のご質問に関してでございますが、個人情報の適正 な取り扱いに対する措置をどのような措置をするかということでございます が、今のところ具体的には持ち合わせておりませんけれども、これはこの法 律の解説にありますが、個人情報が漏えいした場合には、これを使ったデー タマッチングにより、個人の権利、利益に与える甚大な被害を招く恐れがあ るということがございます。そして、個人番号に関する安全確保の措置を講 じなければならないというふうになっております。そうした中で、まず、情 報の管理については、当然のことながら各部署において十分な管理、当然、 これは必要になるわけでございますが、ただ、ここに今回、条例にさせてい ただきましたけれども、この分については情報提供ができるということに なっておりますので、この分については、これまで決裁で行っていた情報の 提供がもうなくなりますので、これができることになりますけれども、これ までの決裁で行っていたとおり、十分な各部署間での情報の管理を行ってい くということにしていきたいと、このことについては各部署間において、い わゆるルール決めといいますか、作ることで検討していきたいなと考えてお ります。
- 1 番山口 非常に重要なことでですね、ここの必要な措置について具体的にはまだ持ち合わせていない。そして1月1日から施行しますよと。まさにですね、このマイナンバーカードを利用するということは、個人の情報をきちんと管理しますよという前提のもとでこの法律が制定されていると。そうすればこれを、いわゆるこの条例というのは、いわゆる役場庁舎内でそれぞれの機関が利用できる条例なんですよ。そこにですね、いわゆる適正な取

り扱いを確保するためにですね、具体的な措置がない中でこの条例を出してくるというのはおかしいんじゃないかと。当然、これについては具体的にこういう措置を講じてやっていくんだと、それが初めて提示されて、この条例が裏付けになるんじゃないかと。だから非常にその部分があいまいな答弁でですね、再度、きちんと具体的な適正な措置についての答弁をお願いしたいと。

- 総務課長

 個人情報に関しましては、川棚町個人情報保護条例というのがもともとございます。個人の情報の取り扱いについて規定をしております。そして、今回提案しております内容については、別表に記載しておりますとおり、この項目以外には使用できないということになりますので、ここで措置はできるものと思っております。以上でございます。
- 1 番山口 非常にあいまいだと思っているんですよね。例えば、別表以外は利用できないからこれで適正な処置であると。いわゆるナンバーカードというのを庁舎内で利用した時に、おそらく一番今後問題になるのは、個人情報の漏えいという問題なんですね。これが別に川棚町個人情報保護条例があると。それで行きますよと。別表以外使えませんよと。これが果たして適正な措置と言えるのかどうかですよね。当然、新たにここに条例で一番大事なのは町の責務なんですよ。いわゆる個人に全部ナンバーを付けて、個人情報がそのカードの中に入ってしまうと。それを利用した場合に、それをどういうふうな具体的なかたちできちんと措置をしていくか。非常にあいまいなかたちの説明であろうと。当然、そこに係わる部分というのはですね、一番きちんと説明いただきたいと。非常に今のでは不十分なのかなという気が私はいたします。
- **養** 長 山口議員、今質問がありましたけれども、時間的に12時を 回りましたので、ここで休憩ということにして、再開の折に答弁をいただく ということでよろしいですか。
- 1 番 山 口 いいですよ。
- <u>**町**</u> <u>長</u> 今あの、マイナンバー制度の施行によりまして、個人情報の漏えいというのが大変心配されて、そういったご発言があったと思います。 これについてはですね、まず、議員がおっしゃった適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずると。これについてはですね、4条に記載してあ

ることについてが、それに該当するというふうに私は理解しております。町で、マイナンバーを取り扱いをする場合の規定を条例で定めていると。それがいわゆるここに書いてある措置を講ずるということであります。具体的にですね、マイナンバーの個人情報が漏れないようにするための一つの具体的なかたちというのはどういうものかというご質問がありましたけれども、その質問の趣旨がまず分かりません。どういったものを議員が求められているのか。一つですね、今皆さん方にご理解いただきたいのは、このマイナンバー制度の施行によりまして、これまで私どもパソコンについては総合行政システム、いわゆる基幹系のシステムと、それから同じパソコンでインターネットを見られる情報系と、同じパソコンで操作をしておりました。これをマイナンバー制度が施行されることによって、基幹系と情報系のパソコンを別にして、絶対に個人情報、マイナンバー情報が漏れないようにという措置をすでに実施をいたしております。そういったことはぜひご理解をいただきたいと思います。

議 <u>長</u> ここで、しばらく休憩いたします。

(12:05)

(…休 憩…)

(13:00)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長 先ほどの山口議員のご質問に対して、町長が回答いたしました基幹系と情報系の分離を行ったということで終わっておりますので、他の件の措置といたしまして、まず、内部におきましては、部署間において相互間でのアクセスの制御、これをまず実施をいたしております。そして、個人情報を紙ベースで保管している書類等の厳重保管、そしてこの書類を処分する際のシュレッダー裁断、これを実施いたしております。そして、記憶媒体でありますUSBの利用の制限、これについては総務課の方から配布するUSBのみを使用するということで制限をかけていくということにいたしております。以上でございます。

そして、先ほど田口議員の質問の中で分かりにくい説明をいたしましたけれども、再度、説明させていただきたいと思います。まず、第1表におきましては、ここでは機関ごとにまず事務を列記いたしております。そして第2

- 表、第3表では、それぞれ機関であります町長部局、それから他の部局というふうにここを分離をして掲載し、その事務ごとに提供する特定個人情報を 記載しておるということでございまして、これについては法律で規定しております様式を引用して作成をいたしております。以上でございます。
- 1 番山口 必要な措置を講じるというのが、今かなり詳細に出てきたわけですが、PCの専用ラインをした場合に、各課に専用のPCをどれぐらい置くのか、いわゆる専用のPCを誰が管理していくのかですね。そういった部分というのはまだ具体的に決めていないのか。誰でも自由に勝手に立ち上げて、誰でも総務課から配られたUSBを持っておけば使えるのかどうかですね。そして、そういった点の職員への個人番号を利用した情報の利用に関してのきちんとしたマニュアル等を作って、職員に対する指導、研修というんですかね、それをどういうかたちでやっていくのか。そういった点についてはどう考えておられるのか。追加してお聞きしたいと思います。
- **総務課長** まず、パソコンでの対応の関係で、まずパソコンについては情報系と基幹系を分けるということで、基幹系は全職員、情報系については、係に1台ないし2台というかたちにしておりまして、その制御につきましてはパスワードでの制御というかたちをとっております。以上です。
- 1 番 山 口 きちんとマニュアルなりなんなり作ってですね、全職員にき ちんとしたかたちでですね、周知なり研修なりきちんとやられるのかどうか ですね。その点も伺ったつもりなんですけどね。
- 副 町 長 川棚町住民基本台帳ネットワークシステムの組織図というものを作っております。この中で、私が総括責任者ということになって、責任者は住民福祉課長、住基を扱うということですね。庶務担当が住民係、あるいはシステム管理者が総務課長で、システム担当者が情報法規係、その中で組織を作って、これについてはどういった権限を与えていいのか、臨時職員については当然私にパソコンを使わせていいか、どういった業務に使うから権限を与えてくださいというものが上がってきます。それを見て、これは必要ないんじゃないか、そういったものの決裁を私の方でしております。もう一つは、マイナンバーの件もそうなんですけれども、考え方を決めた場合には課長会議で説明をして職員に話す、あるいはメール等で周知をする。そういったことでやっているところでございます。

3 番 三 岳 まずですね、第1条の上にですね、趣旨という表現があるわけですね。通常、条例を制定される場合には目的というのが一般的な使い方かなと。趣旨というのが、どういった意味合いを持つのかということとですね。

第6条がございます。規則への委任ということで、必要なものは規則で定めるという表現があっているわけですね。なおかつ別表を見ていきますとですね、最後には規則で定めるものという表現で終始しているわけですね。というのは、細部の事務というのをおそらく規則で定められるのかなという判断ができますけれども、この規則については作成済みなのかお尋ねをしたいと思います。

総務課長

まず、第1条の趣旨でございますが、ここは目的が普通ではないかということなんですが、この趣旨については文面は読んでいただくと分かりますが、目的の方も含まれているものと、このように思っております。

そして、第6条でございますが、第6条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというふうなことでございますが、別表を見ていただければ、それぞれの特定個人情報の欄を見ていただきますと、規則で定めるものとしておりまして、今ここの整備をする必要がございます。これについて、今現在、作成中でございます。以上でございます。

- 10番高以良 今の質問と答弁に続くような質問になりますが、この規則については、今現在準備中ということですが、今回の議案の58号については、今までの慣例からいくと、委員会付託ということになるのではないかなというふうに思っておりますけれども、その場合に、委員会付託となった場合に、委員会の審査の折には、現在準備されている規則を含めて説明とか、そういうことがあるというふうに思っていていいでしょうか。
- 総務課長 第6条の関係で、規則は次の委員会の時に間に合いますかということですが、作成状況がどの程度までできているのか分かっておりませんが、規則に定めるものの内容については、委員会の折には説明できるように準備をしていきたいと、このように思います。
- **養** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号「川棚町個人番号の利用及び

特定個人情報の提供に関する条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第58号「川棚町個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は、総務厚生委員会に 付託することに決定をいたしました。

(13:11)

- <u>町</u> <u>長</u> 議案第59号「川棚町債権管理条例」について、提案理由を 説明いたします。

地方公共団体が保有する金銭の給付を目的とする債権は、税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入など、多種多様なものがありますが、公法上の原因に基づいて発生する公債権と私法上の原因に基づいて発生する私債権に分類され、さらに公債権は滞納が発生した場合の債権回収として分類すると、地方税の滞納処分の例によることができる自力執行権を有する公債権と滞納処分等の法的権限のない自力執行権がない公債権に分類されます。これらの債権については、滞納が発生した場合、それぞれの債権の分類によって適用される根拠法令や根拠条項が異なり、また債権回収の方法や債権消滅のための時効の援用など、対応が異なるものであります。

また、私債権においては、債権回収が不能であると判断された債権について、時効の援用がない限り公債権のように不納欠損ができないなど、実務上、対応に大変苦慮しているというところがあります。こうした点につきましては、平成27年2月に監査委員からの平成26年度定期監査報告書において、不納欠損処分の処理については、他の自治体にみられる債権全体にわたる事務処理マニュアルの作成及び債権管理上の規定の整備に努められたいとのご指摘をいただいたものであります。このようなことから、町が保有する債権の管理について、分類、整理し、町債権全体にわたり、その手続きを総括的にまとめた事務処理の指針となる条例を定めることにより、債権の管

理の適正化を図るとともに、一層の債権確保を図るため本条例を制定しようとするものであります。なお、詳細につきましては、企画財政課長から説明させますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

企画財政課長 それでは、私からこの条例の内容についてご説明をいたします。

まず第1条、目的でございます。これはこの条例の目的を明らかにしたものであり、町債権の管理の適正を期することを目的とすると、謳っているものであります。

次に第2条、定義でございます。この第2条において、4つの号に分けて 用語の意義を定めております。

まず第1号、町の債権でありますが、これは金銭の給付を目的とする町の 権利、これはすべての債権を謳ったものであります。

次に第2号、町税であります。これは地方税法の規定に基づく徴収金額、 いわゆる町税を指すものでございます。

第3号、公債権、これは町税以外の町の債権のうち、国税または地方税の 滞納処分の例により処分ができるもの。そうした滞納処分の権限があるもの を指します。

そして第4号、その他の債権でありますが、これは町債権のうち、町税及び公債権以外のものを言うと、いうことで規定をしております。したがいまして、先ほど町長の提案説明でありました、いわゆる私債権は、この第4号に含まれてまいります。

次に第3条、法令等との関係でありますが、書いてありますように他の法令または他の条例若しくはこれに基づく規則等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例に定めるところによるという、そういう関係を示しております。

次に第4条、町長の責務であります。これは、町の債権を適正に管理すべき町長の責務について定めたものであります。

第1項において、法令等の定めに従い、町の債権の適正な管理に努めなければならない。第2項において、事務の状況を的確に把握するとともに、適正に管理するための体制を整備すると、そういう責務を掲げております。

次に第5条、台帳の整備でありますが、町の債権を適正に管理するため台 帳を整備すると、その旨を規定しております。

第6条、督促でございます。この督促につきましては、町の債権とありますので、全ての債権を意味しますが、いわゆる町税等につきましては、地方税法等の法令等の定めるところがあります。そして、今まで町税以外につきましては、川棚町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例というものがございまして、こちらの方で督促、延滞金、さらに滞納処分というものを規定しておりましたが、今回、包括的に債権管理をするという目的でこの条例を定めますので、税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例をこの債権管理条例に統合を図っております。従いまして、ここによって督促を定めております。次のページをお開きください。

第7条、延滞金でございます。これも先ほど申しましたように、税外収入 金の督促及び滞納処分に関する条例、これを統合しました関係で延滞金も債 権管理条例の中に設けております。

次に第8条、滞納処分等であります。町税及び公債権について、地方税法 等の規定により滞納処分を行う旨を規定した規定でございます。

次に第9条、強制執行等であります。この第9条から第14条までは、そもそも地方自治法施行令の方に定めがありまして、地方自治法施行令第171条の2に強制執行等が規定されております。その旨の規定を債権管理条例において、第2条で定義したその他の債権については、こうした自治法施行令と同様の規定によって債権管理を行っていくということを確認として規定したものであります。

戻りまして、第9条でありますが、こちらは自治法施行令171条の2の確認規定でございます。見出し等も同じで、条文、条項、定義については、 今回、債権管理条例の定義、あるいは条項に整理をしております。

第10条、履行期限の繰り上げでございます。これは、自治法施行令17 1条の3に対応する確認規定でございます。

第11条、債権の申し出等でありますが、これは自治法施行令171条の 4に対応するものであります。

第12条、徴収停止でありますが、これは自治法施行令171条の5に対応するものであります。

第13条、履行延期の特約等、これは自治法施行令171条の6に対応する確認規定であります。

第14条、免除、これは自治法施行令171条の7に対応する確認規定で ございます。

第15条、放棄でございます。この条項は、その他の債権、いわゆる私債権が含まれますが、その他の債権の債権放棄について定めた規定でございます。この規定によりまして、本来、債権放棄、自治法で定める権利の放棄は地方自治法第96条第1項第10号に定める権利の放棄にあたりますので、本来は議決事項でございます。その分を特別の定めがある条例を定めることによって債権放棄の権限を町長に付与するという規定でございます。

第15条に書いておりますように、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該、その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができるということで規定をしております。従いまして、こちらはあくまで権限の付与でございまして、税などのように消滅時効完了後、ただちに時効消滅するというものではありませんで、時効が到来しても徴収可能であれば引き続き徴収努力は当然するというものでございます。

それでは各号の説明に移ります。第1号については、消滅時効にかかる時効期間が満了したときということで、時効消滅に該当する場合、この1号の適用になります。

次に第2号ですが、これは債務者の死亡等による場合でございます。

第3号、こちらは債務者が著しい生活困窮にあり、資力の回復が困難である、そういう場合を要件として定めたものであります。

第4号につきましては、第9条に規定する強制執行の手続き等が終了した 場合、債務者が無資力である場合、そういう要件の場合を規定したものであ ります。

第5号につきましては、第12条に規定する徴収停止の措置をとった後、 相当の期間を経過した後においても債務者の資力回復が困難である、そうい う要件を規定したものであります。

第6号につきましては、債務者の失踪、所在不明、いわゆる行方不明など の場合の要件を定めたものでございます。

第7号につきましては、債務者である法人の清算が結了した時ということ

を定めたものであります。

次に第15条第2項でありますけれども、町長は前項の規定により、その他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないと定めております。これは先ほど申し上げましたように、この権利の放棄、債権放棄は本来、議決事項でありますので、その債権放棄の権限を付与していただくとともに、議会においてもこれについては確実に報告をし、適正な債権放棄についても議会においても監視をいただくということで規定をしておるものでございます。

続きまして、第16条、委任でございます。この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるとしておりまして、この委任条項により債権に係る規則を制定するということの委任規定でございます。

次に、附則であります。第1項です。施行期日を定めております。この条例の施行期日を平成28年4月1日からとしております。

第2項において、督促、延滞金のところでご説明いたしましたが、川棚町 税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の廃止を規定しております。こ の債権管理条例の施行に合わせて、督促、延滞金につきましては規定を設け ましたので、この滞納処分に関する条例を廃止するものであります。

次に第3項、経過措置として定めております。先ほどの条例廃止に合わせて、経過措置を定めたものであります。

次に第4項、適用でございます。第15条、債権放棄の規定の適用を定めたものでありまして、この条例施行前に当該各号の定める要件に該当したその他の債権についても適用すると措置をしております。

以上で、債権管理条例についての内容でございます。ご審議の上ご決定い ただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

2 番 田 口 最後に説明がありました附則第2号ですけれども、川棚町税 外収入金の督促及び滞納処分に関する条例を廃止ということになったわけで すが、整理して聞きますが、税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の 対象となっていた税外収入金についての取り扱いですね、滞納処分とか、い ろいろ法律に書いてある。税外収入金についての取り扱いについての変更は どういうところがこの条例によってあったのかという点と、今回は、税外収

入金以外の債権が対象に入ってきたと思うわけなので、その新たにこの条例の対象となる債権というものはどういう債権なのか、その債権についてはどのような取り扱い、この条例全部が取り扱いになるわけでしょうけれども、税外収入金との差のある取扱いというのは、どういうことになるのかという、そこのところを整理して聞きたいと思います。

- 企画財政課長 お答えいたします。附則第2項で廃止と掲げております川棚町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例、これについてでございますが、これは対象としていたのが、いわゆる税以外の収入ですね、それ以外の収入を対象としていた収入でございます。従いまして、今回ご質問にありましたように、この廃止によって新たに債権管理条例で取り込むといったものはありません。そして、取り扱いにつきましてもですね、この債権管理条例は税も含みますが、税については第8条の規定により滞納処分を行うということですね。それで、税及び公債権についてはこちらの規定、それ以外については第9条以降の規定によって債権管理を行うということでありますので、新たな対象というものは生じていない状況であります。以上です。
- 2 番 田 口 条例の第9条以下は、その他の債権について書いてあるので、従来の税外収入金というものは、その他の債権ではないんじゃないかと。すなわち、従来の税外収入金は、第6条、7条、8条までの規定があったということで、そこは変更なしということかなと。新たに加わったのはその他の債権であって、9条以下の規定が適用になっているというふうに考えられるのかなと思われます。

その他の債権というものは、具体的にはどのようなものがあるんでしょう かということをお聞きします。

企画財政課長 それではお答えいたします。税外収入金ですね、従来の税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例におきましては、税外収入金はすべて地方税法上の滞納処分を行うという規定にしておりました。ただし、この規定についてはですね、ちょっと誤った規定でございまして、そもそも私債権についてはこのような滞納処分によることができると定めても本来は滞納処分ができなかった。というものでありまして、ただし、本来は自治法施行令で定めのあるところに整理をし直したというふうにご理解をいただきたいと思います。

その他の債権ということのご質問でございますけれども、その他の債権についてはですね、分類上は、例えば財産の売払い収入だとか、そういった随時性のあるものが出てまいりますが、おおむねそういったものについてはですね、債権の発生と同時にですね、債権が確保されています。実際問題として、債権管理条例の対象になるのは、滞納の発生するものということでお考えになった方がいいかと思います。そうした場合、その他の債権として上げられるものが、まず住宅使用料、これにかかる駐車料金等ですね。そして水道使用料、奨学金の貸付金、これの3つが主になるだろうと考えております。

訂正いたします。水道に関しましては、水道料金が正式名称でございます。失礼しました。

- 2 番 田 口 確認ですが、そうするとですね、まず対象の範囲についてですが、従来の税外収入金というものの概念の中でも、今回、その他の債権というふうに分類されたものがあるということですね。
- 企画財政課長 正式に言いますと、例えば、第2条の公債権で規定したものでありますけれども、ここでもう一回説明しますと、町税以外の町の債権のうち、国税または地方税の滞納処分の例により処分することができるもの。これも従来の税外収入にも含まれておりました。代表的なものとしましてはですね、保育所の保育料、これは児童福祉法上の中においてですね、滞納処分の例により徴収することができると。そのように法律的に滞納処分の権限が規定されております。そのほかにも、下水道使用料であるとか、そういったものが公債権であったということです。以上です。
- 2 番 田 口 保育料とか下水道使用料とかありましたが、公の施設の使用料という概念と、その例示で言われた住宅使用料という概念とがですね、住宅使用料は純粋な私債権ということですが、その他にいろんな公の施設の使用料は、公の債権であって、なおかつ滞納処分のできないものとかいうような概念の差があるようですが、その住宅使用料などは公の施設の使用料とあんまり変わりがないのではないかと思われるんですけれども、それを私債権というような分類というか、そういう整理をされているのはなぜでしょうか。

企画財政課長 このへんにつきましては、まず分類上はですね、公法上の債

権という定義の仕方でございますが、これは国や地方公共団体が優越的意思主体として命令強制することで法律関係が形成される場合ということの定義があります。

そして、私法上の債権とは、国や地方公共団体を含めて、当事者が対等な意思主体として合意契約することで法律関係が成立される場合の債権ということであります。ですから、住宅使用料に関しましては、町と住宅の入居者、これが対等な関係で契約によって入居するということでありますので、私債権というふうに分類されているものであります。これがかつては、行政実例等でもですね、公債権ということであったんですが、これは退去命令に関する昭和59年の最高裁判決でもってですね、公営住宅について民間の借地借家法の適用がされるかどうかということが争われたことがありまして、公営住宅においても一般の民間の私法上の契約に該当するという判例が出まして、今では私債権とする見方が有力になってきたというものであります。

議 長 他に質疑はありませんか。

10番高以良 14条の免除と15条の放棄のことについてですが、まず14条での免除をした後と、15条で放棄した後にそれぞれどういう状態になってくるのか。そこらへんの違いがちょっと分からないのでお尋ねします。

それから、15条の1項3号、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、当該その他の債権について弁済することができる見込みがないと認められるときと、この状態と、13条の1項1号、債務者が無資力あるいはこれに近い状態にあるときと、文字は違いますけど、状態はだいたい似たような同じような状態じゃないかなと思われるんですけれども、なぜ、13条の方は免除になるんですよね。15条では放棄ということで、同じような状態であると思われるのに、なぜ取り扱いが違ってくるのかということについてお尋ねいたします。

<u>企画財政課長</u> それではお答えいたします。ご質問は14条からが先でした けれども、13条も併せて説明いたします。

第9条から地方自治法施行令171条の2から7までを定めたこの手続きですね。これは通常の徴収手続き上のことを謳っております。ですから、第13条の履行延期の特約、履行期限を延ばすというような行為、あるいは第

14条の免除、これは一旦、徴収権を引き延ばす、あるいは徴収をしないということですね。ただし、15条との決定的な違いと言いますのは、15条の放棄によって、不納欠損処分が可能になるという違いです。第13条、第14条の措置をしましても、それだけでは債権放棄には至らず、従って不納欠損処分はできないということになりまして、その点で分けているというふうにご理解をいただきたいと思います。以上です。

- 1 番山口 15条の第2項でございます。町長は前項の規定により、その他の債権を放棄した時は云々ということで、ここは先ほどの説明の中で本来は議決事項であるが、その権限を町長に付与をお願いしたいと。これはなぜ議決事項から町長にその権限を付与するのか。従来通りの議会の議決事項であったら困るのかですね、いわゆる誰がこの条項からいけば、ぎりぎりまで債権の徴収について、ぎりぎりまでしたけれども、どうしようもないから放棄をしますというようなことが15条の2項の前まで書いてあるわけですね。そこまでやったのがなぜ結果的に町長が債権放棄しましたと。そして議会に報告して終わりになるわけですよ。誰が果たして債権放棄が適切であったかチェックするのかですね。そこのところの理由を説明をお願いしたいわけです。
- 企画財政課長 これにつきましては、最初の町長の提案説明で申し上げましたように、特にご指摘の通り第15条の債権放棄、これが議決事項であるために公債権のように不納欠損はできないなどの実務上、対応に苦慮することがあったということがまず一因であります。

そういったことから、かなり高額な滞納ですね、それで回収の見込みがないものが残っているという状況がすでに出ております。そうしたことから、いわゆるそういう不納欠損の権限をいただいて適切に処理をさせていただきたいということで、今回、債権放棄の決定を設けたものでございます。

もう一つは、監査委員からのご指摘でも申し上げましたように、やはり不納欠損処分の処理について、他の自治体にみられるような町債権全体にあたる事務処理マニュアル、そして債権管理の規定の整備に努められたいということがありました。これにつきましてはですね、全国の市町村でもこういった債権管理条例を定めて適正な債権管理を行うということが流れになっておりまして、それに併せて今回、ご提案をするとしたものでございます。以上

です。

- 1 番 山 口 高額の債権不納、これがいわゆる放棄することが適正かどうかというのは誰がチェックするわけですか。この条項からいけば、町長自らがこれが高額であろうがなんだろうが放棄するのが適正であると判断して、適正としましたよと。それが議会に報告される。それで終わりなんです。そうすれば、議会のチェック機能という権限を町長に与えよということと一緒になっている。その一生懸命、いわゆる徴収その他に努力されてですね、そのどうしようもないという状況は分かるわけですが、全てがその段階で第三者と言ったら申し訳ありませんが、そこのチェックが適正かどうかとチェックなしで、これはやむを得ないでしょうと、チェックをしてしまえばですね、これが適正であると判断されれば、やはり適正かどうかという判断が第三者ではしづらくなるでしょう。全国的な流れとか言われながらですね、本来の議決事項である、その部分が、いわゆる議決事項というのは、議会のチェック機能の一環であると思うわけですよ。それまですべて、いわゆる執行者側が持ってしまうということはいかがなものかと私は考えますけれども。
- **13番村井** 休憩をとって統一した見解をまとめてもらって答弁しても らった方がいいんじゃないでしょうか。

議 長 しばらく休憩といたします。

(13:50)

(…休 憩…)

(14:07)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

<u>企画財政課長</u> それでは改めてご説明をいたします。まず、ご理解をいただきたいのが、租税債権と私債権の違いについてもう一度ご説明いたします。

税につきましては、地方税法において、地方税の徴収権は法定納付期限の 翌日から起算して5年間交付しないことによって時効消滅するという規定が ございます。

第2項においては、前項の場合は時効の援用を要せず、またその利益を放棄することはできないものとするとあります。分かりやすく申しますと、民法でいう時効の援用、つまり債務者が自分の債務の時効が完了しましたとい

う主張をしなくても、税については時効消滅するということになっておりま す。従いまして、この規定に基づいて税につきましては、徴収努力の結果、 残念ながら5年間の時効消滅をした場合には、不納欠損という処理を行って いるものであります。それに私債権との違いは、私債権はそこに時効消滅に ついて時効の援用を要するという点が絶対的に違うということであります。 往々にして滞納が発生して、徴収がまったくかなわないという場合は、失踪 であるとか、会社の倒産、離散、行方も分からないというものであります。 したがいまして、時効の援用をすべきものもいないというのも多くあること が実例として多くあります。そうした場合、先ほど田口議員のご質問にもあ りましたように、いわゆる公の地方公共団体が扱う債権でありながら、法律 上の違いによってこのような差が生じてしまう。そして水道料につきまして は加入権、今5,900件ほどあるということです。こうした大量一括の徴 収事務についてですね、やはりそのへんの違いによって不納欠損処分ができ ないという事態で、それが累積してしまう。この不合理はどうにかしなけれ ばならないというのが、この債権管理条例の創設を考えたそもそもの発端で あります。

国につきましては、国の債権管理等の法律というのがありまして、そういったものを埋める法律が存在するということであります。したがいまして、この公債権なのか、民法上の私債権なのか、これを埋めるものがない状態を債権管理条例において埋め、そして効果的な債権回収を図っていきたいというのがそもそもの趣旨であるということをご理解ください。

ですから、この15条もかなり制限的な規定にしております。この権限をいただいたからといって、行政がこれを自動的にするということはまったく考えておりません。したがいまして、15条の折に説明しましたように、時効消滅が経過しておりましても徴収可能であるとあれば、引き続きそれは徴収の努力をしてまいります。そういったことから、この債権管理条例におきましては、当初、町長の責務というものを定めまして、適正な管理に努めるということをまずもって規定しているところでございます。ですから、この15条についてはですね、非常に制限的な基準を設け、そして運用についても厳格にしてまいるということでやっておりますので、まずそこの点についてご審議をいただきたいと思います。

そして、話が戻りますが、時効の援用は効かないということで、議会に議 決として出すという場合ですね、その場合、案件ごとに説明をし、審議し、 そして案件ごとに可決をいただく。あるいは否決という場合もあるというこ とであれば、債権整理というものが進まないということになりますので、そ うした背景というものもご理解をいただきたいと思います。以上です。

- 1 番山口 何も15条の内容までがおかしいとか、努力がなされていないということではないわけですよね。確かに、努力の結果どうしようもない債権があるというのは、事実、私も理解できます。ただ、それがですね、いわゆる果たして誰がチェックするのか、何か案件ごとに議会に出して、それを可決一個一個説明申し上げてやっていくというのが、私は、時間の無駄じゃないかと。何か今の説明でいけば、そういった部分が手続き上非常に時間の無駄みたいなかたちで、わずらわしいような説明なんですよね。本来であれば、議会の議決権、そこにチェックがあって、何も議会が不良債権を放棄することを認めないとか、そういうことじゃなくてですね、それを適正なかたちでですね、お互いにチェックしながら、そこでやむを得ないといった場合には、議会としてもですね、そういうふうな私は方向性を出すんじゃないかというのを考えるわけです。何でも町長にやって、何か議会で審議するのがわずらわしいような、一個ずつの案件を説明申し上げて云々と言われましたけれども、私は少なくともこの2項については、今言ったような説明であれば削除して出していただきたいと、そういうふうに思います。
- 町 長 お答えをいたします。山口議員の質問の趣旨は、これまで議会の議決事項であったものを、なぜ町長の権限に移すのかということだろうと思います。実は、おっしゃるとおり地方自治法96条で、権利の放棄につきましては議会の議決が必要だと、このように規定をされております。したがいまして、本来ならば、そういった事務手続きが必要だったわけでありますが、現実問題、この不良債権につきましては、多額の件数、金額を現在抱えております。なぜならば、これまでこの条項に基づいて、町が議会に権限の放棄を提案したことはありません。先ほども言いましたように、これは議案として提出をした場合には、そこには個人情報が含まれておりまして、議会でどういうふうに審議をしていただくのかということもございます。そういったことから件数もかなりなりますので、議会の事務の効率化、あるいは

行政の事務の効率化といった関係から、これまで議会に提案をしておりません。そして、結果的に多額の不良債権を抱えているという現状でございます。そういったことで、今回、この条例を提出することによって、最低限、第15条に定めるそれぞれの債権については、議会の決定を仰ぐまでもなく、町長の方に権限を委ねていただいてもらって、そして事務の効率化を図っていくのがいいのではないかということで、今回、提案をしたところでございます。そういったことで、議会の議決事項を町長の権限に移すということについては、議会側といたしましては大変理解が得られない部分もあるかもしれませんが、そういった両方の議会側、行政側の事務の効率化、そういったことから他の市町村でもそういったことで処理をされておりますし、そして監査委員からもそういった指摘を受けておりますので、今回、提案をしたわけでございます。以上でございます。

10番高以良 今の関係でですね、先ほど課長の説明では、議会に報告して承認を得るというような説明だったかと思いますが、この15条の2項では、報告しなければならないということでありますので、承認まで求めるということであれば、はっきり「報告し承認を得なければならない。」という文言にしなければいけないと思いますので、そのことが一つですね。

それからもう一つですが、私が最初に質問した13条、14条、15条の関係で、答弁をいただいていない部分があるんじゃないかなと思いますので、もう一回質問をしたいと思います。

13条1項1号と、15条1項3号、状況としては似たような状況であるのに、なぜ一方では免除で、一方では放棄ということになるのか、なぜ違うのかということについてお尋ねいたします。

企画財政課長 まず15条第2項であります。これは議案でしているとおり、承認を求めるということでは考えておりません。あくまで報告事項として規定しているものでございまして、この状態でご決定をいただきたいと、このように考えております。

13条の第1号、これは履行延期をするという場合ですね。無資力、これに近い状態にあるとき。15条、生活困窮というのは、これの理由として債権放棄をするという、行為が違うわけですよね。13条は履行延期の特約であります。ですから、これは同じような状態、債務者の状態であっても、町

がとるべき処分が違うということでご理解いただきたいと思います。

- 10番高以良 13条1項1号に該当した後、14条で履行の延期をした後に、10年経過すれば免除ということになるわけでしょ。そこに来たときに免除と放棄がなぜ違ってくるのかということがよく分からないんですが。
- 企画財政課長 これはまた何回も申し上げますけれども、おっしゃるようにですね、例えば13条なり、14条の手続きをした後、さらに債権放棄として15条を適用するということは当然ある話です。まず、免除との徹底的な違いは、免除しただけではその債権自体は消滅しないということですね。例えば、水道料で言いますと、免除して徴収行為をしないという状態であって、債権放棄までしてしまわないと水道会計の資産の部から除外できない、その違いが絶対的にあるということで、15条と14条の意図するもの、行為は違うというふうに理解をいただきたいと思います。
- 1 番山口 先ほど町長の答弁で、今まで議会に議題として上げずに、 ずっと多額の債権が残っていると言われたわけですが、これがもし仮にこの まますんなり通るかどうか最終日にならないと分からないと思いますが、こ れがもし条例が28年4月1日現在で施行された場合に、そういうふうな債 権放棄の金額というのは、どれぐらいになるのかお聞きしたいと思いますけ れども。
- <u></u> **更** 企画財政課で把握をしておりますので、企画財政課長から答 弁をさせます。
- 企画財政課長 把握しておる内容をご説明いたします。まず、申し上げましたように私債権について、大きなまず3つのものが対象として上がってまいります。住宅使用料、そして水道料金、そして奨学金貸付金でございます。住宅使用料につきましては、建設課長に求めましたところ、時効等、経過しているものは多数あるとのことですが、まだ引き続き徴収可能であると判断して債権放棄はしない予定であるということで、現時点ではなしというふうに判断しているとのことでございます。

次に、水道料金でございますけれども、あくまで現時点の把握でありますけれども603件、これは平成15年度から平成26年度までにわたりますけれども、合計で603件、970万2,956円であります。したがいまして、この債権管理条例、今回、28年4月1日施行ということで提出して

おります。実際の運用につきましては、施行後28年度の3月末、年度末に 処分等を行ってくると思います。これから1年3ヵ月あまりの間にですね、 これが進むかもわかりませんので、あくまでも現時点であるということで理 解をいただきたいと思います。

次に、奨学金貸付金でございます。これにつきましては1件の10万円で ございます。以上が現時点で債権放棄として見込まれる件数と金額でござい ます。以上です。

- 3 番 三 岳 関連で、先ほど山口議員の質疑で、町長が言われたんですけれども、議案として提案をしたことがないということですね。今回、この条例になってですよ、議会に報告といった場合には、ただいま企画財政課長からありました件数というのが報告をされるというかたちになってくると思うんですよね。ただ、現行の議会の議決といったものと、この報告による事務処理といいますか、わずらわしさというのが、どれほど解消できるのかですね。議案として出しても、報告として出してもですよ、中身については同じことを報告されるか、今までであれば過去にはなかったということですけれども、議案として提案されるというかたちですよね。どのぐらいのメリットと言いますか違いがあるんでしょうか。
- 町 長 お答えします。先ほどこういった条例を提案したのが議会側、行政側の事務の効率化も考えてという答弁をしましたが、例えば、この債権放棄について、議案として提出した場合には、すべてが個人情報でありますので説明がしづらいということ。そして議会側もおそらく審議がしづらいだろうと。件数も多いということ、そういったことで、この15条に該当するものについては、町長で権限を与えてもらってもいいんじゃないかという、そういった判断で条例を出しております。

議会に結果を報告する場合には、今課長が言いましたような種目、件数、 金額というふうになろうかと思います。あくまでも個人情報等に配慮したこ とで報告をしたいというふうに考えております。

養 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号「川棚町債権管理条例」は、総 務厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。 **養** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第59号「川棚町債権管理条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(14:28)

- <u>町</u> <u>長</u> 議案第60号「川棚町税条例等の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が今年3月国会で成立し、3月31日法律第2号として公布され、川棚町税条例についても改正の必要が生じましたが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、同日付で専決処分により改正をし、そして5月の臨時会において承認をいただき、現在にいたっております。

ところが、当該法律改正の折に、徴収猶予にかかる町の徴収金の分割納付、または分割納入の方法等については、町の条例に委ねる旨改正されていたところであります。そこで、当該規定の施行が平成28年4月1日となっておりますので、今回、改正をするものであります。

また、同日の専決処分により改正し、現時点では未施行部分の行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマ イナンバー法関連部分について、地方税法との整合がとれない部分が生じて おりますので、それを削除、修正するものであります。改正の内容につきま しては、この後、税務課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご決 定くださいますよう、お願いいたします。

税務課長 それでは私の方よりご説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、ただいま町長が申し上げましたように平成28年度税制改正として、地方税法等の一部が改正されたことによるものでございます。税制改正の一つの柱としまして、納税環境の整備という項目がございましたが、その一環としまして現行の制度では、徴収換価の猶予を認める場合は、地方税法の定めにより行われておりますが、今回新たに町条例で具体的手法、すなわち分割納入の方法、申請手続き、担保の徴収などについ

ての規定を町条例で規定する必要が生じ、今回の改正を行うものでございます。それでは具体的に改正の内容を議案と昨日お配りしました一枚紙でございますが、説明資料により説明をさせていただきます。

まず、改正文をご覧いただきたいと思います。1ページからありますが、 ご覧のとおり1ページの冒頭の方に第1条とございます。そして、改正文の 4ページになるかと思いますが、中段のほどに第2条という状況がございま す。この2条による条立ての構成となっておりますが、主な項目としまし て、2本の項目があるわけでございますが、いわゆる第1条の方が冒頭に申 し上げました徴収・換価の猶予を新たに規定する項目でございます。

そして4ページの第2条の方の項目が、町長も後段の方で申し上げました、いわゆるマイナンバー法関連に基づく文言の修正が4ページの第2条となっております。

ここで、お配りしました一枚紙の説明資料をご覧いただきたいと思います。徴収・換価の猶予を説明したものでございますが、左から項目、要件、延滞金、県税における現行制度、そして改正案としております。改正案の欄については、網掛けをしている部分がございますが、これが今回の改正部分の新しい項目でございまして、それぞれ後ほど申し上げます新旧対照表の条数と一致をしているものでございます。また、換価の猶予の欄の下部分には、納税者の申請、新設ということで、今回は納税の猶予についての項目が、納税者の申請によってもできるということで、新設の項目になっております。

この徴収あるいは換価の猶予の制度については、ご案内のように、例えば 徴収の猶予については、災害を被った時や病気、事業の休廃止が原因で滞納 となる場合、徴収の猶予申請をすれば延滞金が免除、軽減されるような制度 でございます。ただし、原則この場合、担保の差し入れが必要となってまい ります。このようなものが猶予制度でございますが、この資料の欄の右端の 欄にありますように、今回、改正案として分割納付の方法や担保徴収規定に ついて、具体的に条例表記を行うものでございます。

また、換価の猶予については、現行、地方団体長の職権によってしか制度がなかったものが、今回、先ほど申し上げましたように今回納税者の申請によっても適用ができることとなりました。やむなく滞納になる方にとって

は、より具体的な制度でございまして、一定の納税環境の整備がなされたも のであります。

なお、現状における税滞納者への対応につきましては、ここで言いますところの猶予制度の適用については、ほとんど事例がなく、ほとんどと言いますか実際には事例がなく、現実には滞納になるときのケースの対応といたしましては、徴収吏員の裁量による分割納付と分納誓約書の提出により行っておりますので、この際、申し添えをさせていただきたいと思います。

次に、新旧対照表で説明をさせていただきます。改正文の後に付けておりますが、新旧対照表につきましては、右が改正前、左が改正後になります。

1ページ、第8条は、徴収猶予に係わる町の徴収金の分割納付または分割納入の方法ですが、納付月数、金額、期限の分割納付の規定を。そして2ページの第9条につきましては、徴収猶予の申請手続き等でございまして、申請方法、添付書類などを定めています。

次に4ページの第10条につきましては、職権による換価の猶予の手続き等でございまして、また5ページ、第11条は、新設された先ほど申し上げましたが、申請による換価の猶予の手続きについて定めております。そして、6ページ、第12条ですが、これは担保を徴する必要がない場合の規定といたしまして、猶予金額が50万円以下の場合、また猶予期間が3月以内というように具体的に規定をいたしまして、これが担保を徴する必要がない場合の規定となるかと思います。以上が、猶予制度についての説明でございました。

ここから第2条による改正といたしまして6ページから入ります。今回の 改正の二点目になるかと思いますが、ここは前回改正をした項目のうち、こ れは町長が冒頭に申し上げました3月改正、5月に専決承認をしていただい た部分の一部分ということになろうかと思いますが、いわゆるマイナンバー 法にかかる部分でございまして、第2条の用語からでございまして、マイナ ンバー法と地方税法との文言の整合が足りない部分がございましたので、削 除、修正をしているところでございます。

6ページの第2条から、これは第2条ですね。次の7ページに36条の 2、町民税の申告の分について、そして、同じく7ページに第63条の2、 固定資産税にかかる分、次の8ページ、第89条、軽自動車税の減免につい て、そして9ページ、139条の3、特別土地保有税の項目につきまして、 そして9ページ、149条、入湯税に係る分について、以上、各税目ごと、 今回の修正を行っております。以上が、新旧対照表の説明でした。

最後に、改正文に戻りますが、4ページになります。附則第1条が施行期日です。この条例は、平成28年4月1日から施行します。ただし、第2条の規定につきましては、公布の日から施行するということになります。

第1条の納税換価の猶予の諸規定については、28年度からの発効になろうかということになります。

第2条のマイナンバー関係の文言修正につきましては、現在、まだ現時点において今年3月31日に改正しました一部改正につきましては、この部分については、現時点では施行されておりません。よって、今回の条例改正におきまして、溶け込めない段階での改正というふうになりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、よろしくご審議の上ご決定くださるようお願いいたします。

- <u>議 長</u> これから質疑を行います。
- **3 番 三 岳** お尋ねしますが、4ページの上から13条から17条までは 削除してあるわけですね。そうしまして18条の一部改正ということで、こ れは繰上げということはされないんですかね。
- 税務課長 改正文では、ただいまの三岳議員の質問に対してですが、新旧対照表をご覧ください。6ページですね。
 - 12条まで、今申し上げました換価の猶予の制度の文言でございますが、 最後に説明はしませんでしたが、第18条にですね、公示送達に係る修正が 1件あっておりますので、これを活かすためには13条から17条までは削 除と入れる必要があろうかと思います。
- 3 番 三 岳 今税務課長が、ここはたぶん1章からずっと削除できているわけですね、そうしますとね13条から17条を削除という、旧の方を見て削除になっているわけですよね。ただ新しい条例でいきますと、12条まできて次が18条というかたちになるわけですね。そうしますと、間が飛んでしまうわけですね。そこの部分はですよ、ただこれを何年か先に見たときに、何で飛んでいるのかというのが当然出てくるわけですよね。だから、ここは18条を13条に改めるというかたちでできないのかなという気がした

もんですからお尋ねをしております。

総務 課長 私の方から説明をさせていただきます。ここで、削除という項目で残してある点につきましては、税条例といいますのは、151条までと条例がおおございます。三岳議員がご指摘のように、ここの部分を削除いたしますと、当然、この分が繰り上がってまいります。そういったことで削除を付けたまま残すというかたちをとっています。繰り上げてしまいますと、他の条文に大きく影響する関係もございます。そういったことで、削除というかたちで条文だけ残してあるということでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

養 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号「川棚町税条例等の一部を改正する条例」の採決を 行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第60号「川棚町税 条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:50)

- **養** 長 次に、日程第9、議案第61号「川棚町国民健康保険税条例 の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- <u>町</u> 長 議案第61号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例」について、提案理由を説明いたします。

川棚町国民健康保険税条例の税率につきましては、平成27年4月1日に改定し、国民健康保険事業を運営してまいりました。しかしながら、本町の国民健康保険財政は、医療技術水準の高度化による医療費の増加、高齢化の進展による就業被保険者の減少、景気回復と言われながらも被保険者の所得額に伸びが見られないことなどから、賦課総額も減少傾向にあり、大変厳しい状況となっております。また、財政調整基金においても、本年度前期高齢者交付金等の歳入不足により、予定以上の基金取り崩し額となり、基金もほぼ枯渇してしまい、国保財政の立て直しが急務であります。以上のような理由から、税率改正の検討を指示し、川棚町国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申された内容を踏まえ、国民健康保険事業の財政運営を確保するため、川棚町国民健康保険税条例の一部改正による税率改正についてご提案申し上げる次第でございます。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますの で、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは、内容についてご説明申し上げます。今回の改正は、国民健康保険税賦課総額の増額を図るため、税率等を改正しようとするものであります。新旧対照表をご説明する前に、今回、改正する主な理由と基本的な考え方を説明いたします。

先ほど、町長が説明したように、本町の国民健康保険財政は一人あたりの 医療費の増加、就業被保険者の減少、被保険者の所得額に伸びが見られない ことなどから、賦課総額も減少傾向にあり、大変厳しい状況となっておりま す。本年度の財政調整基金におきましても、前期高齢者交付金等の歳入不足 により予定以上の基金取り崩し額となり、基金もほぼ枯渇してしまっており ます。

国民健康保険特別会計では、歳出における医療費など、極めて予測がつかない支払いも考えられることから、国保財政の立て直しは喫緊の課題であります。

今回の改正案につきましては、川棚町国民健康保険運営協議会からの答申 内容を基本に税率改定案を提出しております。なお、税率改正の基本的な考 え方としては、次のとおりであります。

1つ目として、今後の国民健康保険財政の収支均衡を図るため、保険給付費などの歳出見込み額と、それに伴う国庫支出金などの歳入見込み額を試算し、その差額を国保税必要額としました。しかしながら、この差額を解消するためには、被保険者への多額の負担増を強いることになるため、すべての財政不足の解消となり得ませんが、2年後の税率改正も視野に入れ、今回の税率改定につきましては、総額約6千万円の増額を図ることとしております。

2つ目として、国保税率は医療分、支援分、介護分に分かれておりますが、それぞれの必要額を算定した結果、今回の税率改定につきましては、医療分だけを改定すること。なお、医療分における資産割率につきましては、全国的に廃止する方向であること。また、平成30年度の県広域化等を勘案し、資産税率の改定は行わないこととしております。

3つ目として、応能割、応益割の割合につきましては、国の標準割合である50対50を基本として、それぞれ48%から52%の範囲とすること。 これらを基本的な考え方としております。

議案の一番後ろに付けております参考資料の改定税率案の増減表をご覧く ださい。

上の表の左側に応能分と応益分と分けております。その右の所得割率、資産割率、均等割率、平等割率とありますが、これらの医療分だけが今回の改定案となります。先ほど述べました基本的な方針を踏まえ、所得割率を現行の100分の7.35から100分の10.50へ、資産割率は先ほどの理由から変更しておりません。応能分につきましては、均等割額の医療分を現行の2万1,800円から2万9,500円へ、平等割額を現行の1万9,400円から2万7,500円へそれぞれ増額をしております。なお、下の表につきましては、改定案をもとにして平成27年4月現在の世帯構成、人員所得で算定した1世帯当たりの平均、一人当たりの平均を表している表であります。

医療分の改定後につきましては、一般の1世帯当たりの平均額は、平均負

担額が12万2,381円で、改定前と比較して年間3万1,431円の負担増になります。また、一人あたりの平均負担額では、7万2,446円となり、改定前と比較し、年間1万8,606円の負担増となります。それでは新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表の第3条におきましては、保険税医療分の所得割額を定めております。100分の7.35から100分の10.50としております。

第5条では、保険税医療分の均等割額を定めております。次のページにまたがりますが、5条の2においては、保険税医療分の世帯別平等割額を特定世帯、特定継続世帯、それぞれ定めております。

第23条におきましては、国民健康保険税の減額にかかる条項であります。ここでは、低所得者の方への軽減制度について、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減がございますが、今回の改正案によります保険税医療分における均等割、平等割の部分にかかるものについて、軽減される金額、つまり差し引かれる金額も連動して改正されることを示しております。

第23条の第1号については、7割軽減分、2号につきましては5割軽減分、3号につきましては2割軽減分の改正であります。改正文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から施行するものと定めております。また、改正後の川棚町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるとして定めております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

2 番 田 口 今回の改定によって、1年度6千万円の増額になるという説明を受けておりますが、給付費の経費節減の努力についてお聞きしたいと思います。説明を受けたのでは、医療費の給付総額は年間13億円ぐらいです。ということは、1ヶ月当たり1億1千万円ぐらいになるんですけれども、結局、13億円の給付費ということは、1%で1,300万円ということになりますので、1%の経費節減の努力ができないのかということがです

ね、なんとなく1%ぐらいは何とかならんのかという感じがするんです。6 千万円の増額に対して1,300万円というのは、けっこう大きな金額です ので、1%の努力をしてもらえば、もっと税率アップが少なくて済むのでは ないかという気がするのでですね、その点をお聞きしたいんですが、もう ちょっと具体的に言いますけれども、給付費の中には、例えば医薬品、ある いは医師の診察料、検査料、こういったものがあると思うんです。今その1 3億円の給付費の中で、医薬品の費用がこれだけあって、その医薬品を全部 ジェネリックに変えればこのぐらい節減できるとか、そういう具体的な節減 の目標というか、これだけやればこれだけできる。いくら節減努力をしても これだけが限度ですよという数字があり得ると思うんですよね。そういった ものがどうなっているのか、それをさらに先のことまで言いますと、28年 度以降は1千万円ぐらい伸びているわけですね。1%ぐらいずつ伸びる見込 みになっているんですよ。そしたらばなぜ1%伸びるのか、何がこれだけ伸 びるのか給付費が、そこらへんを具体的な説明をいただきたいと思いますが どうでしょうか。

健康推進課長 田口議員の質問にお答えいたします。まず、医療費の1%、1,300万円ぐらいの軽減ができないものかというご質問ですけれども、手法としましては、様々なものが考えられると思いますけれども、ジェネリック医薬品の利用促進であるとか、後は特定健診の受診率を上げる。また、特定健診の後に保健指導、この実施率を上げる。こういった部分があると思います。それから、ジェネリックを使った場合と使わなかった場合、どれぐらいの差があるか、その総額の額については、今持ち合わせておりません。何がこの1千万円ほどを毎年上げてきているのかということなんですけれども、どういった疾病が本町において特に多いのか、そういった部分については、今後データヘルス計画というのを策定しております。その中で本町の医療にかかる分析、そういったものをして、ピンポイントでどういった医療費を、どういった事業、どういったことをしていけば医療費が下がっていくのかというのを、今後も研究をしていきたいと思っております。

それから、1千万円ずつ上がっている、疾病に関しては、今資料を持ち合わせておりませんけれども、一人当たりの医療費が年々上がってきているというところで、被保険者は少なくなってきているんですけれども、一人当た

- りの医療費が年々増加していると。そういった部分が主な原因で、一人当たりの医療費がなぜ上がっているのか、またどういった特徴ある疾病があってそういった状況になっているのかというのを、今データヘルス計画等で分析し、今後その対応を考えていきたいと考えております。以上です。
- 2 番 田 口 今言われたように、一人当たりの医療費のアップというものについてもですけれども、結局、各患者一人ずつにですね、言われてもどうしようもないことじゃないかなと。すなわち、全体にジェネリック医薬品をなるだけ使うようにと患者側に言われてもですね、患者はお医者さんに行ってお医者さんに言われる薬をもらうだけなので、どうしようもないんじゃないかなという感じがするんです。一人当たりの医療費がアップすると言ったって、それは患者に言ってもしょうがないことで、むしろ医療機関側を指導すべき事項ではないかと思うんですけれども、そういう点はどうでしょうか。
- 健康推進課長 医療機関を指導するということができるかどうか答えられないというか分かりませんけれども、ジェネリックの使用については、薬局でジェネリックを使用していない方に対してはですね、通知を差し上げております。ジェネリックを使ったときと使わなかったときに、これだけ負担が減りますよという部分の通知はしております。それが、医療費につながるというのはやはり周知をしていかなければいけないことかなと思っております。また、政府の広告機構でジェネリックを使いましょうとか、そういったこともCMで流されておりますので、一般の方でこれが医療費につながっているというのをご存じない方もたくさんいらっしゃるかもしれませんけれども、そういった部分についても今後、周知活動をしていきたいと考えております。以上です。
- 4番久保田 ジェネリックにも関連するんですけれども、今マスコミなんかで取り上げられているのが、薬の飲み残し、このことについて薬局とか、 医療機関とか連携しながら、そういう無駄なことをどうするかという方法は 取り組めないものでしょうか。
- **健康推進課長** そういった飲み残しが医療費の増加につながりますよと。そ ういった分の広報活動については、国も県もされていると思います。町にお いても、そういった周知活動についても今後進めていければなと思います。

以上です。

- 3 番 三 岳 今回の提案でありますけれども、今年間の税収というのが約 2億なんですね。実際に来年度以降足りない分は、1億2千万円ということで、そのうちの6千万円をというこれまでの委員会等での答弁をいただいております。1億2千万円というのはですね、パーセントに直しますと2億に対しては60%の引き上げをせんばいかんと。今回ですね、6千万円ということであればですね、平均して30%、この表にありますように、医療分だけでいきますと34%台の引き上げ率というふうになるわけですね。それをですね、いきなり30%上げるといったときに、国保の加入者、町民の方のですね、理解が得にくいんじゃないかなと思うわけですね。そうしますとですね、後どうするかと言えば、法定外の繰入等によって、それを補って毎年極端に言えば引き上げても構わないから、上げ幅を小さくしていって、負担が一気に来ないような、そういったシミュレーションはされておられないのかお尋ねします。
- 健康推進課長 三岳議員の質問にお答えします。まず、今回の6千万円の増 額につきましては、先に言いました国民健康保険運営協議会において諮問 し、答申を得たところです。その中で、運営協議会の中でも1億2千万円が 不足するという中で、どれほどの金額を上げることが適当であるか、町民の 方に負担を強いる額がどれぐらいまでが大丈夫なのか、大丈夫とは言いませ んけれども、どれぐらいの金額が適当であるかというのを協議をしてもらっ ております。中には、1億2千万円が見込みでは今後足りなくなるという中 で、この国民健康保険の運営に関しては、国、県、町の公費が50%、それ から被保険者で賄うべき分が50%、それが原則であります。そういった原 則に立ち返ると、1億2千万円を上げなければならないということになって いきます。そういった中で、どれぐらいまでが可能な金額であろうかという ことで協議をしてもらい、シミュレーション的には1億2千万円、8千万 円、6千万円、4千万円、2千万円の増額分について検討していただきまし た。今回、この6千万円の増額に至った分については、6千万円で賄えない 部分については、一般会計からの繰り入れを増額してもらうしかないという 方法の中で、そういった中で一般会計からの負担増も考えると、6千万円が 適当ではないかと、それがそこまでが負担として強いれる最高の金額ではな

いかという結論に至り、今回、6千万円の増額というのを出していただいた ところです。

議 長 他に質疑はありませんか。

- 4番久保田 私たちが試算してみました県が出しているモデル世帯で、夫婦2人、子ども1人の場合ですね、33万7,500円ですかね今。それが医療費分だけで上がったら、41万4,200円ということで、7万8千円以上も上がるんですね。月額の収入からすれば2月分ということになって、子育て世帯にとっては非常に厳しい上げ幅だと思うんですね。そこで、現在も町内においては、短期証明書、資格証明書の方たちがいらっしゃいます。こないだの全協での説明の時は徴収率を98%を目指すようにがんばるとおっしゃったと思います。逆に滞納者が出て、短期保険証、資格証明書が増える可能性はありませんか。
- **健康推進課長** まず、前回の全員協議会で98%に収納率を上げるといった 覚えはございません。収納率を上げていくことも必要ですと申し上げたとこ ろです。この6千万円の増額を図るうえで、確かにモデル案では33万5,750円から6千万円上がると、モデル案では41万4,200円、大幅な 税率のアップになります。そういった中で、収納率が悪くなるというのは考 えられますが、それも考えられますし、資格証明書、そういった部分の発行 も増えるかもしれません。確かにそれは否定はできませんけれども、収納率 のアップについても今後努力をしていきたいと考えております。以上です。
- 1 番山口 現在のですね、1億2千万円不足するというのは現在の人口構成であろうと思うんですよね。これが少子高齢化が進んでいるわけですから、いわゆる70を超せば後期高齢者ですから保険が別になるわけですけれども、当然、年齢層でもですね、この不足分が増えるということは考えられないのかと。いわゆる1億2千万円不足しますよという前提でこれをやっているわけですよ。そうすれば人口構成というのは上がっていっている。それが増えてくれば負担率が上がってくるのか。不足額がですね、そうすれば当然、また1億2千万円が1億3千万円とか4千万円とかになればですね、いよいよ不信感を買うんじゃないかと。ですからできればですね、この1億2千万円の上げ幅というのを固定するためにですね、増えた分は今後、一般会計からの繰り入れとか、そういったことをして、町民にはきちんとこういう

状況であるというのを、ただ、非常に町の広報、その他で書いてあるのをみ たら、非常に分かりづらいわけですよ。だからやっぱりそういったことを町 民の方にですね、現実的にはこれだけしかないんですよと。そうすればお互 いに国保というのは、運営をやっていくためにはお互いが健康に気を付けな がらですね、生活をしていくためにどうやっていけばいいかと、いわゆるそ ういったこともきちんとアピールしながらですね、そして国保会計をやって いかなければですね、結局、何か出るたびに値上げ、そして、そしてその値 上げをする分は全部足らない。そして結果的に、先ほどの久保田議員の質問 にあったように、負担率が上がってくれば、当然、この国保を使っている方 はですね、おそらく世代的には年金受給者とか、そういった方が非常に多い と思うわけです。年金受給者の年金というのは、決して爆発的に物価上昇に 見合うだけの年金というのは上がっていないわけですから、逆に言えば、そ ういった方たちの生活をひっ迫することにつながるんじゃないかと。ですか ら、確かに国保の財源が足りません。そしたら一つこれだけ値上げします じゃなくて、いわゆる極力病院にかからないような健康的な生活ができるよ うに、そういったことも訴えながら国保の値上げに理解を示す方策というの は考えられないのか。質問が二つほどになりましたけれども、いわゆる1億 2 千万円の負担で 6 千万円分の徴収のためにこれだけ上げるんですよと。そ れが上がった場合には、一般会計から繰り入れを増やすとか、そういったこ とと、いわゆる町民には健康な生活ということに対してですね、きちんと維 持できると。そういったことをアピールしながらやっていくということは考 えられないのか、以上二点お尋ねいたします。

健康推進課長 まず、1億2千万円の不足額の算定については、今後の世帯数、被保険者数、これらの減少も見込んでおります。それから、一人当たりの医療費の増額分、これも年間の平均ではございますが、これも見込んだ上での歳出見込みであります。それから歳入につきましても、現在、見込めるだけの部分を平成30年度まで見込んだ中での結果でございますが、この国の負担、交付金、補助金等につきましては、前々年度の精算の部分というのもございます。ですから、2、3千万円の増減というのは、毎年考えられることであります。ですので、国の負担分が増えたときには、この1億2千万円の減額ほどまでにはならないだろうと、今のところ予測をしておりますけ

れども、押しなべて3年間を経過したときに、おそらく1億2千万円ぐらいが足りないだろうという算定をしております。そういった部分で1億2千万円を超えたときには、一般会計からの繰り入れの増額という件については、私の方からは答えることができません。

それから、町民の方に対しての説明でありますけれども、今回、11月の広報誌に財源が大変厳しい状況です。というのを11月に配布した分で広報をしております。そして、12月も予定したかったんですけれども、12月の広報誌の締切が11月末ということで、時間的に間に合わなかったということもあります。ですので、今度2月号、3月号、それらの広報誌に紙面をいただき、そういった町民の方への説明もしていきたいと考えております。

それから、医療費を抑えていくということに対しましても、保険事業、先ほど言いましたジェネリック医薬品の推進であるとか、それから特定健診の受診率の向上、保健指導の向上、それらに力を入れていきたいと考えております。以上です。

- 1 番山口 不足額の1億2千万円を超した場合には、どうするのかというのは答えられないということであれば、仮にこれが1億3千万円足りませんよと言ったときに、差額の1千万円というのはどういうかたちになるわけですか。赤字決算というかたちで翌年度に赤字で繰り越すわけですか。何らかの処置をせざるを得ないわけでしょ。当然、そこのところもある程度見込んだ値上げでなければ、何か場当たり的な改正になってしまうんじゃないかと思うんですけれども。超さないという保証はないわけでしょ。
- **健康推進課長** 先ほど私が申し上げたのは、例えば、1億3千万円、1億4 千万円になったときに、一般会計からの繰り入れを増額してやっていきます ということの判断は私の方からは言えないということで回答したということ です。
- **養 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号「川棚町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますが、これ に異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第61号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定いたしました。

(15:33)

叢 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(…休 憩…)

(15:45)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、時間延長いたします。

<u>町</u> 長 議案第62号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部 を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

この条例の一部改正は、まち・ひと・しごと総合戦略実施事業により、さらなる福祉の増進を図り、子育て環境の充実及び定住促進を目的として、平成28年4月から福祉医療費の支給対象を現在の小学校就学前の乳幼児から、小学生及び中学生までへと拡大するものであります。なお、詳細につきましては、住民福祉課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

住民福祉課長 それでは私の方から第62号議案の詳細についてご説明いた します。

この条例の改正につきましては、先ほど町長の方が申し上げましたとおり、まち・ひと・しごと総合戦略の新型交付金を活用しまして、さらなる子育て支援の施策として、平成28年4月から福祉医療費の支給対象を中学生までへと拡大するものでございます。それでは改正条文について、新旧対照表でご説明いたしますので、2枚目をお開きください。

はじめに、第1条に目的を謳っています。第1条、この条例は障がい者、 乳幼児、その次に子どもという文言を加えます。そして、第2条の定義のと ころで、この子どもについての定義を謳っております。

改正前の第3項から11項までを繰り下げまして、第2条の第3項に新たに、この条例において子どもとは、小学校就学の始期から15歳に達する日以後の最終の3月31日までにあるものをいうと、いうことで、ここで小学生、中学生が対象になったということを明記しております。

それから繰り下げまして、新しい第9項のところでございますが、こちら にこれまでの対象者を乳幼児、または子どもというところを加えておりま す。支給対象者についてでございますが、1枚めくっていただきまして、第 1号のところにも乳幼児の次に子どもというのを加えております。それから 支給について明記しております第4条第1号、イのところでございます。こ ちらには、障がい者による医療費にあっては、次の区分による額というふう に1号の方に謳っておりまして、その中のイのところで、「ただし、小学校 就学の始期から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者に あっては、当該負担金の額から保健医療機関ごとに1日につき800円を控 除して得た額」と明記しております。こちらに関しましては、これまでは障 がい者の関係では、障がい者をひとくくりでしておりましたが、今回、子ど もというところを加えたところで、これまでの障がい者の医療費につきまし ては、対象医療額の2分の1をただの支給率というふうにしておりました が、今回、この福祉医療の方に小学生、中学生、障がい者の方なんですけれ ども、身体障害者手帳3級、それから療育手帳B1、B2所持者を6歳から 15歳まで、小学生から中学生までに伸ばしたことによりまして、対象医療 費の全額についての支給率ということで、支給の率が上がっております。そ れから、第3号ですけれども、旧の2号からを繰り下げまして、第3号に新 設といたしまして、子どもにかかる医療費にあっては、当該負担金の額から 保健医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額というふうに明 記をいたしております。一枚目に戻っていただきまして、附則についてでご ざいます。

第1項により、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

第2項には、改正後の川棚町福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の診療にかかる医療費について適用し、同日前の医療費

については、なお従前の例によるといたしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

養 これから質疑を行います。

- 2 番 田 口 この新旧対照表の最後の方の部分ですが、支給額を書いてございます。医療機関ごとに1日につき800円を控除した額というふうに最後のあたりにありますが、この新旧対照表では見えないんですけれども、上の方に800円(一月につきその額が1,600円を超えるときには1,600円)と書いてあるのですが、この800円、要するに医療機関ごとに1日につき800円というのは、1ヶ月につき1,600円というのが適用になるんだろうと思いますけれども、その点を確認したいと思います。
- <u>住民福祉課長</u> ただいまの田口議員の質問にお答えいたします。 おっしゃるとおり、2回まで適用することといたしております。
- 2 番 田 口 それからですね、もう一点ですが、この新旧対照表を見てですね、今説明がありました障がい者の関係のイのところ、すなわち等級が3級またはB1、B2のところの但し書きですけれども、そもそもこの年齢、小学、中学の始期から15歳に達する後の3月31日までというのは、子どもに該当するわけなので、すなわち障害等級を持っていても、子どもということで(3)で読めるので、このただし書きはいらないのではないかと思いますが、どうでしょうか。
- 住民福祉課長 これまでの条文につきましては、第1条に目的の所に対象者を記入しておりまして、この条例は障がい者、乳幼児、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対し、というふうに医療費の一部を支給することにより、と目的で謳っておりまして、子どもという部分を新たに加えておりますので、障がい者ではあったんですけれども、先ほども申しましたように、対象医療費の2分の1が支給対象となりますので、今回、この子どもの中に障がい者の年齢を規定したことによりまして、医療費の全額を対象にすることができましたので、このような条文にいたしております。
- 2 番 田 口 念のため書いたということで理解するしかないだろうと思ってますが、実はですね、ここの新旧対照表に出ていませんが、(2)、すな

わち(3)のところですけれども、(2)が乳幼児なんですよね。乳幼児に ついては、超える分の2分の1というのがないんだろうと思うんですよね。 今現在、乳幼児の部分は。それで、障害等級を持っている乳幼児についての ただし書きが必要なんじゃないのという疑問が起きるわけなんです。さらに 考えると、乳幼児と障害等級とを持っている子どもと重ならないという考え 方もあり得ると思うんですが、それはちょっと通達とか調べてみると、おお むね3歳ぐらいのときに障害の等級の判定をせろとなっているので、3歳、 4歳、5歳という乳幼児であって、障害等級を持っている子どもというのが あり得るわけです。そうすると、おそらく乳幼児の人は2分の1じゃなく て、800円を超える額になっているんじゃないかなと思うので、それをた だ但し書きで書いていないわけだから、それは乳幼児として適用しているん だろうから、そうすると子どもの年齢であっても(3)を提供すればいいの であって、ただし書きはいらないのではないかと、こういうふうなことを考 えるわけなんですけれどもどうなのかなと。いずれにせよ、念のために書い たというふうに理解すればいいのかなと思いますが、どうかと思って聞きま した。

- 住民福祉課長 田口議員の質問ですけれども、乳幼児の中に、例えばこれまでの乳幼児と言いますと、小学校の未就学児まで入っております。生まれてから小学校に通っていない子どもですね。乳幼児ですね。そちらの方で、もし障害があられる方は、そちらの方で適用いたしておりました。
- 2 番 田 口 乳幼児は2分の1となっていないと思うんですよね。障がい者の3級またはB1、B2は2分の1なので、本人にとって有利な方を適用するとすれば、乳幼児が適用されているんだろうと思うんです。3歳、4歳、5歳児で障害等級を持っている子どもたちも。ただし書きがなくても適用されているんじゃないのということを言っているわけです。私は。
- 4番久保田 確認です。乳幼児の医療費助成のところでは、薬局分の負担はなしということになっておりますが、そこのところはこれも適用するのか。それから外来とも入院とも1日800円の控除した分となるのか。それから川棚町の子どもが町外で受診した場合も償還払いとなるのか。最後に、

償還払いにした場合、町の持ち出しはいくらぐらいになるのかお尋ねします。

住民福祉課長 それでは久保田議員のご質問にお答えいたします。

これまでの、先ほど言われました薬局分、それから入院等につきまして は、これまでと変わりはございません。

それから町外での受診ということでございますけれども、町外につきましては、子どもは、子どもと言いますのは改正する分ですけれども、そちらは 償還払いでございます。それから、乳幼児につきましては、県内であれば各 医療機関にも連携をしておりますので、現物支給となっておりますが、町外 の受診につきましては償還払いということでさせていただいております。

それから、これによる町の持ち出しはどのぐらいになるかということでございますけれども、増額の部分だけについてお答えいたしますと、全体で約1千万円ということですけれども、新型交付金を受けることになりますと、2分の1ということになります。

- 14番福田 新型交付金の制度を活用してということで、総合戦略ですね、国の方のあれでは5年でありますけれども、交付金というのは、その後も継続してあるということで理解してよろしいんでしょうか。
- 住民福祉課長 私の方からお答えしていいのかですけれども、一応、この総合戦略というのは、28年度からになりますと約4年間ということで計画をいたしております。その後につきましては、まだ検討課題であると思っております。
- **養 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

- 議 長次に、賛成者の発言を許します。
- 4番 久 保 田 議案第62号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部 を改正する条例」に対する賛成討論を行います。

この条例改正により、多くの子どもたちが救われ、保護者にとっても待ち望んだものです。しかし、成長盛りの子どもたちは、複数の病気やケガで複

数の医療機関にかかることも多く、窓口の支払い3割負担は、短期保険証世帯、資格証世帯にとっては困難なことに変わりはありません。この条例改正で、子どもたちの健やかな成長を目指すのであれば、やはり現物給付にすべきです。

さらに、新型交付金を活用したものの、町の持ち出しは500万円となって、町にとっては大きい金額です。ぜひ、国、県に制度化するよう求めることを要求して賛成討論とします。

議 長 要求してですか。

次に、反対者の発言はありませんか。

(発言なし)

養 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第62号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(16:03)

- <u>町</u> 長 それでは、議案第63号「川棚町公共下水道条例の一部を改 正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、下水道法施行令の一部を改正する政令が平成 27年10月7日に公布されたことに伴い、下水道へ配水する排水基準が改 正され、同年10月21日に施行されたことにより、これに併せて改正する 必要が生じたためであります。詳細につきましては、水道課長から説明いた しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたしま す。

水 道 課 長 それでは改正内容を説明いたします。 1 枚めくっていただい て、新旧対照表をお開きください。

第10条の除外施設の設置等についてでありますが、第10条第1項第10号、トリクロロエチレンの排出基準について、下水道法施行令の改正に合わせて今回、改正前の排水基準1リットルにつき0.3mg以下から改正後の0.1mg以下に改正を行うものであります。戻っていただいて、改正条文であります。附則ですが、施行期日につきましては、公布の日から施行するといたしております。以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

養 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第63号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決されました。

(16:07)

養 長 次に、日程第12、議案第64号「公の施設の指定管理者の 指定の件(川棚町東部地区コミュニティーセンター)」を議題といたしま す。

この議題の審議においては、地方自治法第117条の規定によって、山口 隆議員が除斥の対象となります。山口隆議員の退場を求めます。

(山口隆議員退場)

議 長 本件について説明を求めます。

町 長 議案第64号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町東部地区コミュニティーセンター)」について、提案理由の説明をいたします。

川棚町東部地区コミュニティーセンターにつきましては、平成28年3月31日を以て、現在の指定期間が満了となることから、その後の指定管理について地方自治法第224条の2第6項及び川棚町東部地区コミュニティセンター設置条例第6条の規定により、議会の議決を得るためにご提案するものであります。

議案に掲げているとおり、指定管理者は、現在の指定管理者である川棚町石木郷204番地1、東部地域振興協議会会長山口隆、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

企画財政課長 それでは詳細についてご説明いたします。

指定管理者である東部地域振興協議会は、昭和44年10月5日に設立され、本町東部地域の9つの地区により組織されております。平成18年4月1日から東部地区コミュニティーセンターを指定管理者として指定し、現

在、2回目の指定期間となっており、その期間が来年3月末で満了となるところでございます。指定の理由につきましては、同協議会が、これまでの間、当該施設の管理及び運営において指定管理者としての責務を十分に果たし、設置条例第2条に規定する東部地域の振興、地域住民の保健及び福祉の増進並びに生活便益の確保を図るため、本施設を設置するという条例の趣旨について多大な貢献をしていると認められます。同施設の指定管理者としてもっともふさわしい組織であり、同協議会が引き続き指定管理を行うことが適当であると判断するものでございます。また、同施設の設置の目的及び利用の状況から見て、東部地域と密接不可分であり、公募により他の団体等を選定した場合、設置の目的を達成しがたいことが明らかでありますので、公募によらず同協議会を指定するものであります。

去る、11月27日に同施設にかかる指定管理者指定申請書の提出をいただいたところであります。議案の参考資料として、指定申請書のほか、申請書に添付された関係書類の要約をお付けしておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく お願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

養 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町東部地区コミュニティーセンター)」の採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第64号「公の施設 の指定管理者の指定の件(川棚町東部地区コミュニティーセンター)」は、 原案のとおり可決されました。

(16:13)

議 長 ここで、山口隆議員の入場を許します。

(山口隆議員入場)

- **養** 長 次に、日程第13、議案第65号「公の施設の指定管理者の 指定の件(川棚町児童保育クラブ)」を議題といたします。提案理由の説明 を求めます。
- <u>町</u> 長 議案第65号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町児 童保育クラブ)」について、提案理由の説明をいたします。

川棚町児童保育クラブにつきましては、平成28年3月31日をもって現在の指定期間が満了となることから、その後の指定管理について、地方自治法第244条の2第6項及び川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案に掲げているとおり、指定管理者は現在の指定管理者であります川棚町石木郷460番地2、特定非営利活動法人地球っ子理事長石木典子、指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。詳細につきましては、住民福祉課長が説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

住民福祉課長 それでは本議案の詳細についてご説明いたします。

指定管理者である特定非営利活動法人地球っ子は、平成18年1月12日 付で、特定非営利活動法人として県知事の認証を受け、1月16日に法人を 設立されております。同法人の事業の目的及び事業内容は、子育て支援、相談、育児講座、学童保育など、子どもの健全育成を図る活動を中心とした内容となっています。

平成18年4月1日から、川棚町児童保育クラブの指定管理者として指定し、2回目の指定期間が来年3月をもって満了となります。指定の理由につきまして、同法人はこれまでの間、行政、地域、関連機関との信頼関係を築き、設置の目的であります放課後児童健全育成事業の充実を図るため、誠意を以て業務を履行していること。さらに、平成19年4月からは、地域子育て支援拠点事業も実施しており、地域支援活動の一環として公民館等へ出向いてのサークルの開催や、体験型遊びを提供する一時保育など、地域に根差した活動を展開されています。

また、同施設の利用の状況等からみますと、川棚小学校区の児童の利用が多く、現在では本町の全域にとって密接不可分であり、昼間、労働等により家庭にいない保護者に代わって、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図り、児童の子育て支援に大きく貢献していただいているものです。このことは、本来の目的である施設の有効活用がなされているものと認識しており、公募により他の団体等を選定した場合、指定管理者がその都度変わることにより生じるサービス内容等の変更が与える影響が危惧されること。そういうことから、公募によらず同法人を指定するものであり、去る12月2日に同施設に係る指定管理者指定申請書の提出をいただいたところでございます。なお、議案の参考資料として、指定申請書のほか、申請書に添付された関係書類の要約をお付けしておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

4番久保田 資料の2ページです。参考資料の2ページの1、利用定員についてのところでお尋ねします。「60名定員としてきたが待機児童もでてきており」ということで、現時点での待機児童の数をお聞きしたいと思うのと、それから、26年度に新しくできました子ども子育て支援制度ですね、その中で説明があったときに、検討した条項の中に児童数として、第10条

第4項におおむね40人以下ということが出されていて、そのときの説明で、当分の間は適用しないということで、これを適用すれば、待機児童が生じる恐れがあるということで、当分の間は適用しないとここでおっしゃっています。40人以下を目指すのであれば、こことの整合性がどうなのかというのをお尋ねします。

住民福祉課長 ただいまの久保田議員の質問にお答えいたします。

- (1)利用定員についてというところで、「60名定員としてきたが」というのは、おっしゃるとおり当分の間ということでしておりましたが、「待機児童がでてきており」というところで確認をしております。待機児童と言いますのは、ここに来たいんだけどという感じで、何人待機児童がいるということではございませんで、そういう問い合わせがあっていたということで聞いておりますので、先ほどおっしゃったように条例の関係もありまして、一人当たりの占用区分の面積とかがございますので、当分の間はこの60名ということで、こちらもずっと受け付けております。
- 4番久保田 もう一点お尋ねします。その下の3の保育料減免規定についてですけど、兄弟児2千円減免とか、一世帯の3千円減免ですね。一人親世帯の3千円減免というのは、例えば、それぞれに子どもたちが1年、2年生、3年生、5年生、6年生に一人ずついれば、どこからどのように減免されるのかお尋ねします。

住民福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、保育料の件につきまして、兄弟児の2千円減免ということでございますが、こちらにつきましては、例えば3人通所いたしておりましたら、1人目は正しい月額をいただいております。2人目、3人目となりましたところで、それぞれの減免ということです。学年によって月額が違いますが、その額からそれぞれ2人目、3人目は2千円ずつ引いております。

それから一人親世帯の3千円減免というところですけれども、こちらは一 人目から減免しております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

養 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町児童保育クラブ)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第65号「公の施設 の指定管理者の指定の件(川棚町児童保育クラブ)」は、原案のとおり可決 されました。

(16:23)

- **養** 長 次に、日程第14、議案第66号「公の施設の指定管理者の 指定の件(川棚町いきがいセンター)」を議題といたします。提案理由の説 明を求めます。
- <u>町</u> 長 議案第66号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町いきがいセンター)」について、提案理由の説明をいたします。

川棚町いきがいセンターにつきましては、平成28年3月31日をもって現在の指定期間が満了となることから、その後の指定管理について地方自治法第244条の2第6項及び川棚町いきがいセンター設置条例第4条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案に掲げておりますとおり、指定管理者は現在の指定管理者である川棚町下組郷338番地57、社会福祉法人川棚町社会福祉協議会会長宮本忠、

指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。詳細につきましては、住民福祉課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

住民福祉課長 それでは、本議案の詳細につきましてご説明いたします。

指定管理者である社会福祉法人川棚町社会福祉協議会は、平成3年度から 平成17年度まで川棚町いきがいセンターの管理を委託され、平成18年4 月1日からは、同センターの指定管理者として指定され、今回は第2回目の 指定期間が来年3月で満了となります。

指定の理由につきましては、同協議会は川棚町いきがいセンターが設置された平成3年以来、健全な施設の維持管理業務に努めてきており、平成18年度以降の指定管理期間中における管理運営においても、不備や瑕疵は認められなかったこと。また、同協議会は配食サービス事業や、シルバー人材センター事業など、同センターを拠点とした公的受託サービスを展開するとともに、町老人クラブ連合会や身体障害者福祉会の事務局を兼任する等、福祉団体からの信頼も厚く、同施設の指定管理者としてもっともふさわしい団体であることは明らかであり、同協議会が引き続き指定管理を行うことがもっとも適当であると判断し、指定するものであります。

去る、11月30日、同施設にかかる指定管理者指定申請書の提出をいただいたところであります。なお、議案の参考資料といたしまして、指定申請書のほか、申請書に添付されておりました関係書類の要約をお付けしておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろ しくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

養 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 <u>長</u> 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

養 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号「公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町いきがいセンター)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第66号「公の施設 の指定管理者の指定の件(川棚町いきがいセンター)」は、原案のとおり可 決されました。

(16:28)

- **養** 長 次に、日程第15、議案第67号「長崎県市町村行政不服審 査会の共同設置の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- <u>町</u> <u>長</u> 議案第67号「長崎県市町村行政不服審査会の共同設置の件」について、提案理由を説明いたします。

平成26年6月13日に公布された行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関連する法律により行政庁に不服の申し立てがなされた際、第三者の視点で審査庁の判断をチェックする行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を条例で定める必要があります。この第三者機関であります行政不服審査会は、設置の形態として、地方公共団体での常設、非常設のほか、複数の地方公共団体での共同設置、あるいは他の地方公共団体にその事務を委託する方法などが可能なことから、長崎県市町村行政振興協議会において、設置形態について調査研究が進められ、その結果、共同設置が行政の効率的運用、経費の節減が図られるものとして、もっとも有効であると決定され、県内7市6町5組合が共同設置に賛同しているところでございます。

そこで、この共同設置に関しては、構成する市町及び組合の議会の議決が必要であることから、本定例会に提案するものでございます。なお、議案の内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは「長崎県市町村行政不服審査会の共同設置の件」の 内容について説明いたします。

町長が提案説明しましたように、長崎県市町村行政不服審査会について、 地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、7市6町5組合で共同設置することで提案しておりますが、共同設置を行う際には、普通地方公共団体は協議において規約を定めて議会の議決を受けなければならないと、このように規定されております。

今回提案する背景には、行政不服審査法が平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日に施行されることから、同法第81条第1項及び第4項の規定に基づき、行政不服審査会を設置する必要が生じたものです。それでは提案の議案をご覧いただきたいと思います。

長崎県市町村行政不服審査会の共同設置の件、行政不服審査法第81条第1項及び地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保険組合、南高北部環境衛生組合、北松北部環境組合及び長崎県市町村総合事務組合との協議により、次の規約を定め、長崎県市町村行政不服審査会を共同して設置することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるとして提案しております。次にページをお開きいただいて、右の方です。

長崎県市町村行政不服審査会共同設置規約の添付をいたしております。ご 覧いただきたいと思います。

第1条では、設置の規定がされております。行政不服審査法第81条第1項及び地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、南高北部環境衛生組合、北松北部環境組合及び長崎県市町村総合

事務組合以下関係団体というは、共同して行政不服審査会を設置するという ふうに定められております。

続きまして第2条でございます。ここでは名称を規定されております。この行政不服審査会は、長崎県市町村行政不服審査会以下審査会という。このように定められております。

第3条では、この行政不服審査会の執務場所を定めているものでございまして、審査会の執務場所は、長崎市栄町4番9号長崎県市町村総合事務組合以下代表団体という。の事務所内に置くと、このように定められております。

第4条では、行政不服審査会の委員を定めているものでございます。審査会の委員は、代表団体管理者がその議会の同意を得て選任すると。この場合において代表団体管理者は、あらかじめ関係団体の長の意見を聴くものとすると。

第2項では、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法、その他委員の身分の取り扱いについては、代表団体の条例の定めるところによると、 このように定められております。

第5条では、専門委員を定められております。審査会に専門の事項を調査 させるため、専門委員を置くことができる。

第2項では、専門委員は学識経験のある者のうちから、代表団体管理者が 任命する。

第3項では、専門委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他 委員の身分の取り扱いについては、代表団体の条例の定めることによると定 められております。

第6条、事務職員でございます。審査会の事務を補助する職員の定数は、 代表団体管理者が定め、代表団体の職員をもって充てると、このように定め られております。

第7条では、経費の負担でございます。審査会に要する経費の負担額及び納入の時期等については、関係団体の長が協議して定める。ただし、審査会に要する経費のうち、専ら特定の関係団体以下特定団体という。にかかわる行政不服審査法第43条第1項に基づく審査会への諮問にかかる事務を処理するために要する経費は、代表団体管理者と特定団体の長との協議により、

特定団体が負担すると定められております。

第8条でございます。審査会に関する予算でございます。審査会に関する 予算は、代表団体の特別会計とする。

第9条では、審査会に関する決算報告を定められておりまして、代表団体 管理者は、審査会に関する決算を議会に付したときは、その結果を関係団体 の長に通知しなければならない。

第10条では、補則として、この規約に定めるものを除くほか、この審査会の運営に関して必要な事項は、代表団体管理者が定めると、このように定められておりまして、附則でございます。この規約は、平成28年4月1日から施行すると、このように定められております。そこで、行政不服審査会は、行政庁が行った行政処分に関し、審査請求の請求がなされた際、行政庁が行った処分の手続きが法令解釈等を含め、適正に判断されたかを審査する第三者機関でありまして、組織のメンバーとして一般的には法解釈の専門家、行政の有識者、審査内容に関する有識者が望ましいと、このように示されております。

この第三者機関であります行政不服審査会の一形態が、共同設置に至った経緯は町長の提案理由のとおりであります。

共同設置を行うことのメリットとして、まず一点目、本町のような小規模 自治体では専門的知識を有する委員を確保し選任することが困難なことか ら、共同設置の事務局であります総合事務組合が専任を行うことで、専任事 務の解消がされると。

二点目として、自治体内部で設置した第三者機関よりも、共同設置の第三者機関が審査請求者との個人的接点がなく、より公平、公正な判断が実施できること。

三点目として、他団体との情報や知識が蓄積されることにより、審理手続きがより迅速、かつ正確な事務処理が図れること。

四点目として、職員が審査請求に対応する業務にあたるとなると、職員の 事務負担が大きくなることが考えられ、通常業務から切り離すことにより、 大幅な事務軽減が図られること。

五点目として、共同設置団体による団体間の情報共有が図られること。これらが考えられます。

共同設置が決定しますと、先ほどの規約の第7条にありますように、審査会を運営するための負担金が生じることとなりますが、審査請求が現段階で何件出てくるのか、なかなか判断がつかない状況でありますので、別の共同設置をしております情報公開個人情報審査会の予算を参考にしまして、300万円を想定し、本町負担が14万5千円程度となる見込みでございます。

今後のスケジュールといたしまして、町においては、特段事務処理をする 必要はございませんけれども、総合事務組合におきまして長崎県市町村行政 不服審査会条例が議決されます。審査会委員の選任の同意が2月までに終了 し、3月までのうちに関連規則等が整備されます。そして、4月1日に共同 設置の施行の運びとなり、最終的に県に対し、共同設置規約の届け出を行う ということでこの事務が終了します。

以上、説明を行いましたが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

- 2 番 田 口 ただいま説明がありました設置規約案についてですけれども、第4条の委員のところですが、通常、こういう規約で委員会の委員のことを規定するならば、人数とか、任期が何年というものも書いてあるはずですが、書いていないので、何人ぐらいで一任期は何年ぐらいというふうに考えられているんでしょうか。
- 総務 課長 お答えをいたします。今説明いたしましたのは、共同設置の規約でございます。その条例がまずできてまいります。この中では、条例の中には審査委員会の定数を5名と予定されておりますが、現実にお願いしようとしている人数は3名ということのようでございます。これは、事例が多岐にわたった場合の予備ということで、5名としておりますが、3名を選任するというかたちになっているようでございます。

そして、審査会の委員の任期でございます。これは3年が予定されております。以上でございます。

議 長 他に質疑はございませんか。

「なし」の声あり

養 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号「長崎県市町村行政不服審査会の共同設置の件」の採決を行います。

お諮りします。本案は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、議案第67号「長崎県市町村行政不服審査会の共同設置の件」は、可決されました。

(16:45)

養 長 次に、日程第16、請願第2号「「所得税法第56条廃止」 を求める意見書提出についての請願」を議題といたします。

これより紹介議員の説明を求めます。

4番久保田 請願書を読み上げて請願とします。請願第2号、2015年 11月20日、川棚町議会議長初手安幸様、請願者、住所、川棚町中組郷1 560-1、氏名、東彼民主商工会会長戸崎和久、事務局長杤原明浩、電話 番号、82-4704、紹介議員は久保田和惠です。

件名、「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願。

請願の趣旨。地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分(自家労賃)を、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、必要経費とし

て認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって、社会保障や行政手続などの面で弊害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方で納税者を差別するものです。2014年1月に、全ての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第57条による差別は認められません。

家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国でおよそ400の自治体が国に意見書を上げています。また、国連の女性差別撤廃委員からも「所得税法第56条は女性に不利益を与えるのではないか」と異義が出されました。世界の主要国では、家族従業者の人格・人権、労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めています。政府は所得税法第56条の見直しに向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだ実現していません。家族従業者の人格保障の基礎をつくるために、私たちは、所得税法第56条の廃止を強く願い、川棚町議会に次のことを請願します。

請願事項。「所得税法第56条の廃止を」を求める意見書を政府に提出してください。以上、請願いたします。

ご審議の上、意見書を提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

養 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第2号「「所得税法第56条廃止」を 求める意見書提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託したいと思い ますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、請願第2号「所得税法第 56条廃止」を求める意見書提出についての請願」は、総務厚生委員会に付 託することに決定をいたしました。

(16:50)

- **養** 長 次に、日程第17、請願第3号「「平和安全保障関連法廃 止」を求める意見書提出について」の請願を議題といたします。これより紹 介議員の説明を求めます。

件名、「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願。 請願の趣旨。2015年9月19日に参議院で"強行採決"され"成立" した「平和安全保障関連法」は、憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための 武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。したがっ て、「平和安全」の名にかかわらず、その内容はまぎれもなく戦争法です。 また、憲法解釈を180度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、 内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。

この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くことになります。

戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。以上の趣旨から、次の事項について請願します。

請願事項。立憲主義の原則を堅持し、憲法 9 条を守りいかすためにも、戦争法である「平和安全保障関連法廃止」を求める意見書を政府に提出してください。以上、請願いたします。

ご審議の上、意見書を提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

叢 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

養 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第3号「「平和安全保障関連法廃止」 を求める意見書提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託したいと思 いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

養 長 異議なしと認めます。したがって、請願第3号「「平和安全 保障関連法廃止」を求める意見書提出についての請願」は、総務厚生委員会 に付託することに決定をいたしました。

(16:54)